

独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員給与規程

平成16年4月1日

16規程第4号

改正 平成17年 2月 2日17規程第4号
平成17年 3月31日17規程第28号
平成18年10月31日18規程第9号
平成18年11月30日18規程第14号
平成19年 3月30日19規程第6号
平成19年 7月18日19規程第20号
平成19年11月28日19規程第24号
平成20年 4月 1日20規程第7号
平成20年12月25日20規程第13号
平成21年 3月18日21規程第3号
平成21年 6月11日21規程第6号
平成21年11月30日21規程第17号
平成22年 3月30日22規程第2号
平成22年11月30日22規程第15号
平成23年 3月29日23規程第5号
平成24年 3月29日24規程第7号
平成24年 7月20日24規程第21号
平成25年 3月14日25規程第3号
平成25年 3月28日25規程第8号
平成25年 9月30日25規程第21号
平成26年 3月20日26規程第4号
平成26年 3月20日26規程第7号
平成26年12月 9日26規程第25号
平成27年 3月31日27規程第2号
平成27年 7月28日27規程第15号
平成27年 8月18日27規程第21号
平成28年 3月14日28規程第1号
平成28年 6月24日28規程第16号
平成28年12月14日28規程第22号
平成29年 1月24日29規程第2号
平成30年 1月11日30規程第1号
平成30年 1月29日30規程第2号
平成30年 4月23日30規程第13号
平成30年10月11日30規程第21号
平成31年 1月24日31規程第1号

令和元年 1 2 月 2 6 日 規程第 1 4 号
令和 2 年 1 月 2 3 日 規程第 1 号
令和 2 年 3 月 3 日 規程第 5 号
令和 3 年 3 月 4 日 規程第 2 号
令和 3 年 4 月 2 7 日 規程第 1 3 号
令和 4 年 1 1 月 3 0 日 規程第 9 号
令和 4 年 1 1 月 3 0 日 規程第 1 0 号
令和 5 年 8 月 2 1 日 規程第 8 号
令和 5 年 1 1 月 3 0 日 規程第 1 1 号
令和 5 年 1 2 月 2 7 日 規程第 1 3 号
令和 6 年 1 月 1 8 日 規程第 1 8 号
令和 6 年 1 月 2 9 日 規程第 1 9 号
令和 6 年 3 月 2 7 日 規程第 2 1 号

(総則)

第 1 条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）の職員（独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員就業規則（平成 1 6 年規程第 2 号。以下「就業規則」という。）第 2 条第 1 項に規定する職員をいう。以下同じ。）に対する給与の支給については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構在外職員の給与等に関する規程（令和元年規程第 1 3 号）で定めるものを除き、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第 2 条 職員の給与の種類は、次のとおりとする。

- (1) 俸給
- (2) 扶養手当
- (3) 地域手当
- (4) 通勤手当
- (5) 単身赴任手当
- (6) 住居手当
- (7) 初任給調整手当
- (8) 超過勤務手当
- (9) 賞与

(給与の支払)

第 3 条 職員の給与は、その全額を通貨で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令及び労使協定による書面での定めに基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 職員が給与の全部又は一部につき自己の預貯金への振込みを申し出た場合には、その

方法によって支払うことができる。

(職員別給与台帳)

第4条 理事長は労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第108条に規定する事項を記載した給与台帳を職員別に作成し、これに基づいて給与を支払わなければならない。

(俸給)

第5条 職員の受ける俸給は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬とし、役割基本給及び役割加給（第7項において「役割給」という。）により構成する。

2 役割基本給の月額、役割基本給表において定める役割等級（独立行政法人医薬品医療機器総合機構人事評価規程（平成19年規程第7号。以下「人事評価規程」という。）別表において定める等級をいう。以下同じ。）及び号俸により決定する。

3 前項の役割基本給表の種類は、役割基本給表Ⅰ（別表第1をいう。以下同じ。）、役割基本給表Ⅱ（別表第2をいう。以下同じ。）、役割基本給表Ⅲ（別表第3をいう。以下同じ。）及び役割基本給表Ⅳ（別表第4をいう。以下同じ。）のとおりとし、次の各号のとおり適用する。

(1) 役割基本給表Ⅰ (2)から(4)までの適用を受けない全ての職員

(2) 役割基本給表Ⅱ 病院、療養所、診療所等に医師又は歯科医師として勤務した経験のある職員のうち役割基本給表Ⅳの適用を受けない職員

(3) 役割基本給表Ⅲ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構組織規程（以下「組織規程」という。）に基づき研究の実施に関する役職を命ぜられている職員のうち役割基本給表Ⅳの適用を受けない職員

(4) 役割基本給表Ⅳ 病院、療養所、診療所等に医師又は歯科医師として勤務した経験のある職員のうち組織規程に基づき研究の実施に関する役職を命ぜられている職員

4 役割加給は、次に掲げる役割等級のいずれかに該当する職員に対して支給する。ただし、G4/M4/GR4/MR4・GS4/MS4/GRS4/MRS4以上職員（役割基本給表Ⅰの適用を受ける職員でその役割等級がG4・GS4以上であるもの、役割基本給表Ⅱの適用を受ける職員でその役割等級がM4・MS4以上であるもの、役割基本給表Ⅲの適用を受ける職員でその役割等級がGR4・GRS4以上であるもの及び役割基本給表Ⅳの適用を受ける職員でその役割等級がMR4・MRS4以上であるものをいう。以下同じ。）にあつては、月の初日から末日までの全日数にわたって勤務しなかった場合（業務上の負傷又は疾病（以下「業務上の傷病」という。）による休職又は欠勤による場合を除く。）は、その月の役割加給の月額のうち100分の50に相当する額を支給しない。

(1) G1/M1/GR1/MR1

(2) G2/M2/GR2/MR2

(3) G3/M3/GR3/MR3・GS3/MS3/GRS3/MRS3

(4) G4/M4/GR4/MR4・GS4/MS4/GRS4/MRS4

(5) G5/M5/GR5/MR5

(6) G 6 / M 6 / G R 6 / M R 6

- 5 役割加給の月額は、次の表の役割等級の欄に掲げる役割等級の区分に応じ、同表の役割加給額の欄に掲げる額とする。

役割等級	役割加給額
G 1 / M 1 / G R 1 / M R 1、G 2 / M 2 / G R 2 / M R 2、G 3 / M 3 / G R 3 / M R 3	1 5 0, 0 0 0 円
G 4 / M 4 / G R 4 / M R 4	1 4 0, 0 0 0 円
G S 3 / M S 3 / G R S 3 / M R S 3、G S 4 / M S 4 / G R S 4 / M R S 4	1 0 0, 0 0 0 円
G 5 / M 5 / G R 5 / M R 5 ただし、人事評価規程別表において定める職位が主任専門員・主幹である職員を除く。	3 5, 0 0 0 円
G 5 / M 5 / G R 5 / M R 5 ただし、人事評価規程別表において定める職位が主任専門員・主幹である職員に限る。	2 5, 0 0 0 円
G 6 / M 6 / G R 6 / M R 6	1 0, 0 0 0 円

- 6 G 4 / M 4 / G R 4 / M R 4 以上職員の役割加給の額には、第 1 9 条第 1 項又は第 2 0 条第 1 項に規定する超過勤務手当に相当するものが含まれるものとし、その割合は、役割加給の月額の 1 0 0 分の 5 0 とする。ただし、G S 3 / M S 3 / G R S 3 / M R S 3 職員にあっては役割加給の月額の 1 0 0 分の 7 5、G S 4 / M S 4 / G R S 4 / M R S 4 職員にあっては役割加給の月額の 1 0 0 分の 7 0 の割合とする。
- 7 役割加給は、役割給が機構の特性を踏まえたものとなるよう、民間企業の従業員の給与、機構の業務の実績、職員の職務の特性及び機構の財政状況その他の事情を考慮して定めるものとする。

(初任給)

- 第 6 条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許、職務経歴等及び他の職員との均衡を考慮して、別に定めるところにより決定する。

(昇格及び降格)

- 第 7 条 理事長は、職員の人事評価結果（人事評価規程第 1 条に規定する人事評価の結果をいう。以下同じ。）に基づき、役割等級を 1 等級上位の等級に昇格又は下位の等級に降格させることができる。
- 2 職員を昇格又は降格させた場合におけるその者の昇格又は降格後の役割等級における役割基本給の号俸は、別に定めるところによる。

(管理職勤務上限年齢到達による降任)

- 第 7 条の 2 理事長は、前条の規定にかかわらず、G 4 / M 4 / G R 4 / M R 4 ・ G S 4 / M S 4 / G R S 4 / M R S 4 以上職員（R S センター長及び審査センター長の業務に従事する職員を除く。）について、満年齢 6 0 歳に達した日以後における最初の 4 月 1 日に、G 5 / M 5 / G R 5 / M R 5 以下に降任させる。

(昇給)

第8条 理事長は、人事評価規程第7条第2項の規定により決定される評語（第25条第5項において「評語」という。）及び勤務日数に基づき、別に定めるところにより、役割基本給を昇給させることができる。

- 2 前項の場合において、職員の役割基本給の号俸が役割等級における最上位の号俸を超える場合は、同一の役割等級にある間、昇給しない。
- 3 第1項に規定する昇給は毎年7月1日に行う。ただし、理事長が必要と認める場合は、理事長が定める日に昇給させることができる。
- 4 役割基本給の昇給は、機構の業務の実績が悪化した場合その他理事長が別に定めるところにより、行わないことができる。

(給与の支給日)

第9条 俸給、扶養手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、住居手当及び初任給調整手当は、その月の額の全額を毎月20日に、超過勤務手当は、その月の分を翌月20日に支給するものとする。ただし、20日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日に支給するものとする。

- 2 賞与は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、その日が日曜日に当たるときは、その日の前々日に支給し、その日が土曜日に当たるときは、その日の前日に支給するものとする。
- 3 前2項に規定する支給日に給与を支給することができない場合には、理事長が指定した日を、支給日とすることができるものとする。

(日割計算)

第10条 新たに職員となった者又は昇給等により俸給月額（役割基本給の月額と役割加給の月額との合計額をいう。以下同じ。）に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給及び地域手当並びに初任給調整手当（支給を受ける者に限る。）を支給する。

- 2 休職、停職、就業規則第45条の規定による育児休業又は就業規則第46条の2の規定による配偶者同行休業が終了した者には、その日から俸給、扶養手当（支給を受ける者に限る。）、地域手当、単身赴任手当（支給を受ける者に限る。）及び住居手当（支給を受ける者に限る。）並びに初任給調整手当（支給を受ける者に限る。）（以下この条において「俸給等」という。）を支給する。
- 3 職員が休職若しくは停職にされ又は育児休業若しくは配偶者同行休業を始めた場合には、その日の前日までの俸給等を支給する。
- 4 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの俸給、地域手当及び初任給調整手当（支給を受ける職員に限る。）を支給する。
- 5 前4項の規定により俸給等を支給する場合であってその月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給等の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって

計算する。

(扶養手当)

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、G1/M1/GR1/MR1職員（役割基本給表Ⅰの適用を受ける職員でその役割等級がG1であるもの、役割基本給表Ⅱの適用を受ける職員でその役割等級がM1であるもの、役割基本給表Ⅲの適用を受ける職員でその役割等級がGR1であるもの及び役割基本給表Ⅳの適用を受ける職員でその役割等級がMR1であるものをいう。以下同じ。）に対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 著しい障害の状態にある者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき7,900円（G2/M2/GR2/MR2職員（役割基本給表Ⅰの適用を受ける職員でその役割等級がG2であるもの、役割基本給表Ⅱの適用を受ける職員でその役割等級がM2であるもの、役割基本給表Ⅲの適用を受ける職員でその役割等級がGR2であるもの及び役割基本給表Ⅳの適用を受ける職員でその役割等級がMR2であるものをいう。以下同じ。）にあつては、4,300円）とし、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき12,200円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、6,100円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第12条 新たに職員となった者に扶養親族（G1/M1/GR1/MR1職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、G1/M1/GR1/MR1職員からG1/M1/GR1/MR1職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合には、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（G1/M1/GR1/MR1職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第

3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及びG1/M1/GR1/MR1職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（G1/M1職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合には、その者が職員となった日、G1/M1/GR1/MR1職員からG1/M1/GR1/MR1職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員がG1/M1/GR1/MR1職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（G1/M1/GR1/MR1職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合には、それぞれの者が離職し、又は死亡した日、G1/M1/GR1/MR1職員以外の職員からG1/M1/GR1/MR1職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員がG1/M1/GR1/MR1職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（G1/M1/GR1/MR1職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合には、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合には、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（G1/M1/GR1/MR1職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがあるG1/M1/GR1/MR1職員がG1/M1/GR1/MR1職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがあるG2/M2/GR2/MR2職員がG2/M2/GR2/MR2職員及びG1/M1/GR1/MR1職員以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族た

る子で同項の規定による届出に係るものがある職員でG 1 / M 1 / G R 1 / M R 1 職員以外のものがG 1 / M 1 / G R 1 / M R 1 職員となった場合

(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員でG 2 / M 2 職員及びG 1 / M 1 / G R 1 / M R 1 職員以外のものがG 2 / M 2 / G R 2 / M R 2 職員となった場合

(7) 職員の扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合

4 国又は理事長がこれに準ずると認めた法人（以下「国等」という。）の職員であって扶養親族があるものがその任命権者の要請に応じて月の 1 日に退職し、同月の 2 日に引き続きこの規程の適用を受ける職員となった場合又は当該退職した月の 3 日にこの規程の適用を受ける職員となった場合において、この規程を受ける職員となった月の分として国等から扶養手当に相当する給付を受けないときは、第 2 項の規定にかかわらず、当該職員にその月の扶養手当を支給する。

（地域手当）

第 1 3 条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、東京都特別区及び大阪市に在勤する職員及び在宅勤務を命じられた職員に地域手当を支給する。

2 前項に規定する地域手当の月額、俸給月額及び扶養手当の月額の合計額に一般職の職員の給与に関する法律（昭和 2 5 年法律第 9 5 号。次項において「給与法」という。）第 1 1 条の 3 第 2 項各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の地域手当の級地は、給与法の規定による。

4 第 2 項の規定にかかわらず、東京都特別区に引き続き 6 箇月を超えて在勤する職員が異動により新たに大阪市に在勤することとなった場合には、異動後 1 年の間の級地は、一級地とする。

5 前 4 項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じる。

（通勤手当）

第 1 4 条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員

支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員

次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

ヲ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員 29, 800 円

ワ 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 31, 600 円

(3) 前項第 3 号に掲げる職員

交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前 2 号に定める額（1 箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が 55, 000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55, 000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第 1 号に定める額又は前号に定める額

- 3 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員のうち、第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住所からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の 2 分の 1 に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額」という。）が 20, 000 円を超えるときは、支給単位期間につき、20, 000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が 2 以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額が 20, 000 円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20, 000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 前項の規定は、国家公務員等（独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員退職手当支給規程（平成 16 年規程第 6 号）第 12 条第 1 項に規定する「国家公務員等」をいう。以下同じ。）であつた者から引き続き役割基本給表の適用を受ける職員となつた者その他同項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員について準用する。

- 5 通勤手当は、人事院規則 9-24 第 18 条の 2 第 1 項に規定する支給単位期間等に係る最初の月の第 9 条第 1 項に定める日に支給する。

- 6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

- 7 前項の規定によらず、独立行政法人医薬品医療機器総合機構におけるテレワーク勤務

に関する規程（令和3年4月27日規程第12号）に定めるテレワーク勤務により月の初日から末日まで出勤しなかった場合で翌月以降も同様の状況が見込まれる場合には、支給単位期間における翌月以降残りの期間に相当する額を返納させるものとする。

- 8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
- 9 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じる。

（単身赴任手当）

第15条 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
- 3 国家公務員等であった者から引き続き役割基本給表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 前4項に規定する別に定める事項は、国家公務員の例に準じて定めるものとする。

（住居手当）

第16条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（賃間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員
- (2) 第15条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている

もの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるもの

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは17,000円）を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

3 次の各号のいずれかに掲げる職員は、第1項各号に規定する職員には該当しないものとする。

(1) 国、又は企業から宿舍を貸与された職員

(2) 配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者（第12条の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅及び職員の扶養親族たる者が所有する住宅並びに別に定めるこれらに準ずる住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

4 前3項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

（初任給調整手当）

第17条 医学、歯学、生物統計学、情報システム又は臨床試験のデータマネジメントに関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員には、月額185,000円を超えない範囲内の額を、初任給調整手当として支給する。

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（給与の減額）

第18条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認があつた場合を除くほか、その勤務しない1時間につき第24条第1項に規定する勤務時間1時間当たりの給与の額を減額して給与を支給する。

2 前項の減額の基礎となる勤務しなかった時間数は、その給与期間の全時間数によって計算するものとし、その時間数に30分未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間に切り上げるものとする。

(フレックスタイム制適用職員の給与の減額)

第18条の2 就業規則第33条の3第1項の規定によりフレックスタイム制を適用する職員(以下この条及び第20条において「フレックスタイム制適用職員」という。)の清算期間における総労働時間が、当該清算期間における所定総労働時間(以下この条及び第20条において「所定総労働時間」という。)に不足する場合には、その不足する1時間につき第24条第1項に規定する勤務時間1時間当たりの給与の額を減額して給与を支給する。

2 前項の減額の基礎となる勤務しなかった時間数は、その給与期間の全時間数によって計算するものとし、その時間数に30分未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間に切り上げるものとする。

(超過勤務手当)

第19条 就業規則第37条第1項の規定により所定の勤務時間を超え、又は所定の休日に勤務することを命ぜられた職員には、超過勤務手当として、その勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与の額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。

(1) 所定の休日以外の日における所定の勤務時間を超えた時間にした勤務 100分の125

(2) 所定の休日における勤務 100分の135

2 就業規則第37条第1項の規定により勤務を命ぜられた勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、超過勤務手当として、第24条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与の額に100分の25の割合を乗じて得た額を支給する。

3 就業規則第37条第1項の規定により命ぜられてした勤務が1箇月について60時間を超えた場合は、その60時間を超えて勤務した全時間(就業規則第37条の2第1項の規定により指定された超勤代替休暇に勤務しなかった場合の当該超勤代替休暇に代えられた60時間超過時間の時間数を除く。)に対して、勤務1時間につき、超過勤務手当として、第24条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与の額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。

(1) 所定の休日以外の日における所定の勤務時間を超えた時間にした勤務 100分の25

(2) 所定の休日における勤務 100分の15

4 前3項の超過勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その給与期間の全時間数(超過勤務手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに各別に計算した時間数)によって計算するものとし、その時間数に30分未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間に切り上げるものとする。

5 就業規則第37条の2第1項の規定により指定された超勤代替休暇に勤務した場合において支給する当該超勤代替休暇の指定に代えられた60時間超過時間の時間数に係る超過勤務手当の支給日については、第9条第1項の規定にかかわらず、その指定され

た超勤代替休暇に勤務した日の属する月の翌月の20日に支給するものとする。ただし、20日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日に支給するものとする。

(フレックスタイム制適用職員の超過勤務手当)

第20条 フレックスタイム制適用職員で、所定総労働時間を超え、又は所定の休日に勤務することを命ぜられた職員には、超過勤務手当として、その勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与の額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。

(1) 所定の休日以外の日における所定総労働時間を超えた時間にした勤務 100分の125

(2) 所定の休日における勤務 100分の135

2 フレックスタイム制適用職員で、午後10時から翌日の午前5時までの間で勤務した職員には、その勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、超過勤務手当として、第24条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与の額に100分の25を乗じて得た額を支給する。

3 フレックスタイム制適用職員で、所定総労働時間を超えた時間が60時間を超えた場合は、その60時間を超えて勤務した全時間（就業規則第37条の2第1項の規定により指定された超勤代替休暇に勤務しなかった場合の当該超勤代替休暇に代えられた60時間超過時間の時間数を除く。）に対して、勤務1時間につき、超過勤務手当として、第24条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与の額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。

(1) 所定の休日以外の日における所定総労働時間を超えた時間にした勤務 100分の25

(2) 所定の休日における勤務 100分の15

4 前3項の超過勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その給与期間の全時間数（超過勤務手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに各別に計算した時間数）によって計算するものとし、その時間数に30分未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間に切り上げるものとする。

5 就業規則第37条の2第1項の規定により指定された超勤代替休暇に勤務した場合において支給する当該超勤代替休暇の指定に代えられた60時間超過時間の時間数に係る超過勤務手当の支給日については、第9条第1項の規定にかかわらず、その指定された超勤代替休暇に勤務した日の属する月の翌月の20日に支給するものとする。ただし、20日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日に支給するものとする。

(フレックスタイム制適用職員に係る勤務時間数の算定)

第21条 第18条の2又は前条の規定により給与を減額し、又は超過勤務手当を支給する場合における勤務時間数の計算については、次の各号に掲げる時間を勤務しなかった

時間として算定し、当該各号に掲げる規定は適用しない。

- (1) 就業規則第46条の規定による介護休暇又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間 第29条第1項及び第2項
- (2) 就業規則第46条の3の規定による不妊治療のための休暇の承認を受けて勤務しない時間 第29条の2
- (3) 就業規則第46条の4の規定による学位取得休暇の承認を受けて勤務しない時間 第29条の3
- (4) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構育児休業等に関する規程（平成16年規程第18号。以下「育児休業等規程」という。）第9条第1項に規定する育児時間の承認を受けて勤務しない時間 第30条第4項

（特定の職員についての適用除外）

第22条 第19条第1項及び第3項並びに第20条第1項及び第3項の規定は、G4/M4/GR4/MR4・GS4/MS4/GRS4/MRS4以上職員には適用しない。

（端数計算）

第23条 第18条及び第18条の2に規定する勤務1時間当たりの給与の額及び第19条及び第20条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（勤務1時間当たりの給与の額）

第24条 第18条第1項、第18条の2第1項、第19条第1項、第20条第1項、第29条第1項及び第2項、第29条の2、第29条の3並びに第30条第4項に規定する勤務1時間当たりの給与の額は、俸給月額

（G4/M4/GR4/MR4以上職員にあっては、役割加給の月額のうち100分の50に相当する額を除く。GS3/MS3/GRS3/MRS3職員にあっては、役割加給の月額のうち100分の75、GS4/MS4/GRS4/MRS4職員にあっては、役割加給のうち100分の70に相当する額を除く。以下この項において同じ。）及び俸給月額に第13条第2項に規定し、又は同条第3項により決定された地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の所定の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

- 2 第19条第2項及び第3項並びに第20条第2項及び第3項に規定する勤務1時間当たりの給与の額は、俸給月額（役割加給の月額のうち第5条第6項に規定する超過勤務手当に相当する額を除く。以下この項において同じ。）及び俸給月額に第13条第2項に規定し、又は同条第3項により決定された地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の所定の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

（賞与）

第25条 賞与は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇された職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。ただし、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号の基準日に係る賞与（第5号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた賞与）は、支給しない。

- (1) 職員が基準日前1箇月以内に理事長の要請に応じ退職して、引き続き国等の職員となった場合
 - (2) 職員が就業規則第62条第1項第3号の規定により停職にされている場合
 - (3) 職員が基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第62条第1項第4号の規定により懲戒解雇にされた場合
 - (4) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (5) 次条第1項の規定により賞与の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた場合
- 2 賞与の額は、賞与基礎額に別に定める賞与係数（役割等級及び人事評価規程第7条第2項の規定により決定された評語に基づき決定される賞与の算出に用いる係数をいう。第5項において同じ。）を乗じて得た額に、賞与の支給対象期間（基準日以内6箇月間をいう。）内の勤務日数に基づく別に定める期間率を乗じて得た額とする。
- 3 前項の賞与基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は解雇された職員にあつては、退職し、又は解雇された日現在）において職員が受けるべき俸給月額（ $G4/M4/GR4/MR4 \cdot GS4/MS4/GRS4/MRS4$ 以上職員にあつては、役割加給の月額のうち第5条第6項に規定する超過勤務手当に相当する額を除く。以下この項において同じ。）及び俸給月額に第13条第2項に規定し、又は同条第3項により決定された地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額とする。
- 4 国等の職員が、引き続きこの規程の適用を受ける職員となった場合において、この者に対して賞与を支給するときは、その国等の職員として在職した期間は、この規程の適用を受ける職員として在職した期間とみなす。ただし、この規程の適用を受ける職員となった日から起算して1年間は、前2項の規定にかかわらず、賞与の額を調整することができる。
- 5 賞与係数については、機構の財政状況、職員の評語の分布状況等を勘案し、調整を行うことができる。

第26条 理事長は、就業規則第9条第1項第3号の規定により休職を命じている職員又は支給日に賞与を支給することとされていた職員であつて当該支給日の前日までに離職したものについて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該賞与の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定めら

れているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続きによるものを除く。第2項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し賞与を支給することが、機構の公共的使命に対する国民の信頼を確保し、賞与に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る賞与の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、賞与の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

第27条 削除

（欠勤者の給与）

第28条 職員が負傷又は疾病により欠勤し、その際に医師の診断書を添えて欠勤の届出を行い承認を受けた場合には、給与として、欠勤の承認を受けた期間中の俸給、扶養手当（支給を受ける職員に限る。）、地域手当、単身赴任手当（支給を受ける職員に限る。）及び住居手当（支給を受ける職員に限る。）の全額を支給する。ただし、労災保険法の定めるところに従い、休業補償給付又は長期傷病補償給付を受ける場合には、給与の額からそれらの補償の額を控除した残額を支給する。

（介護休暇者の給与）

第29条 就業規則第46条の規定に基づき、介護休暇の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与

の額を減額して給与を支給する。

- 2 職員が就業規則第46条の規定による介護時間の承認を受けて勤務時間の一部について勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与の額を減額して給与を支給する。
- 3 前2項に規定するもののほか、介護休暇及び介護時間に係る給与の支給に関し必要な事項は別に定める。

(不妊治療のための休暇取得者の給与)

第29条の2 就業規則第46の3の規定に基づき不妊治療のための休暇の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与の額を減額して給与を支給する。

(学位取得休暇者の給与)

第29条の3 就業規則第46の4の規定に基づき学位取得休暇の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与の額を減額して給与を支給する。

(育児休業者等の給与)

第30条 育児休業をしている者の当該育児休業期間中の給与は支給しない。

- 2 第25条第1項に規定する基準日に育児休業をしている職員のうち、直前の基準日の翌日から基準日までの間に勤務した期間がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る賞与を支給する。
- 3 育児休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の俸給については、部内の他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、必要な調整を行うことができる。
- 4 職員が育児休業等規程第9条第1項の規定による育児時間の承認を受けて勤務時間の一部について勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与の額を減額して給与を支給する。
- 5 前4項に定める事項のほか、育児休業者等の給与の支給に関し必要な事項は別に定める。

(配偶者同行休業者の給与)

第31条 配偶者同行休業をしている者の当該配偶者同行休業期間中の給与は支給しない。

- 2 第25条第1項に規定する基準日に配偶者同行休業をしている職員のうち、直前の基準日の翌日から基準日までの間に勤務した期間がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る賞与を支給する。
- 3 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の俸給については、部内の他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、必要な調整を行うことができる。
- 4 前3項に定める事項のほか、配偶者同行休業者の給与の支給に関し必要な事項は別に定める。

(休職者の給与)

第32条 就業規則第11条第2項に規定する休職を命ぜられた職員の給与については、次の各号による。

- (1) 職員が業務上の傷病により休職を命ぜられた場合は、当該休職の期間中の給与の全額を支給する。ただし、労災保険法の定めるところに従い、休業補償給付又は長期傷病補償給付がある場合には、給与の額からそれらの補償の額を控除した残額を支給する。
- (2) 職員が就業規則第9条第1項第1号又は第2号の規定により休職を命ぜられた場合には、その休職の期間が1年（結核性疾病にあつては2年）に達するまでは、俸給（G4/M4/GR4/MR4・GS4/MS4/GRS4/MRS4以上職員にあつては、役割加給の月額のうち第5条第6項に規定する超過勤務手当に相当する額を除く。）、扶養手当（支給を受ける職員に限る。）、地域手当及び住居手当（支給を受ける職員に限る。）の100分の80を支給する。
- (3) 職員が就業規則第9条第1項第3号の規定により休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中の給与は支給しない。
- (4) 職員が就業規則第9条第1項第4号の規定により休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中の給与の全額を支給する。なお、休職の事由となる業務に従事するのが本邦以外の地になる場合には、就業規則第7条第1項の規定に準拠し、独立行政法人医薬品医療機器総合機構在外職員の給与等に関する規程（令和元年12月26日規程第13号。以下「在外職員給与規程」という。）第1条第1項に規定する在外職員とみなし、在外職員給与規程の適用を受けるものとする。
- (5) 職員が就業規則第9条第1項第5号の規定により休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中の給与については、その都度理事長が定める。

(退職者の給与)

第33条 就業規則第13条第1項第1号（業務上の傷病のため退職した場合に限る。）若しくは第13条第1項第3号に該当して退職した場合、又は就業規則第14条第1項第6号から第8号までに該当して解雇された場合には、第10条第4項の規定にかかわらず、その者が現に受けるべきその月分の俸給、地域手当及び初任給調整手当（支給を受ける者に限る。）の全額を支給する。死亡の場合においても、同様とする。

(端数の処理)

第34条 この規程により算出した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(この規程により難い場合の措置)

第35条 特別の事情によりこの規程によることが著しく不適當である場合の取扱いは、理事長の定めるところによる。

(実施に関し必要な事項)

第36条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 機構の成立の日の前日に、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、国立医薬品食品衛生研究所医薬品医療機器審査センター又は財団法人医療機器センター（以下「3機関」という。）に在職した職員であって、機構の成立の日に引き続き機構の職員となった者の本規程における在職期間の算定については、機構の成立の前日における3機関それぞれの規程等により計算された在職期間を機構の職員としての在職期間に通算して取り扱うものとする。
- 3 平成24年8月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における職員に対する次の各号に掲げる給与（賞与を除く。）の支給に当たっては、当該給与の月額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 俸給（職責給を除く。） 当該職員の能力基準給月額に2を乗じて得た額に当該職員の能力等級に応じそれぞれ次の表に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額

イ 別表第1の適用を受ける職員

等級	割合
2等級以下	100分の4.77
3等級から6等級まで	100分の7.77
7等級以上	100分の9.77

ロ 別表第2の適用を受ける職員

等級	割合
1等級	100分の4.77
2等級	100分の7.77
3等級以上	100分の9.77

- (2) 職責給 当該職員の職責給月額に100分の10を乗じて得た額
- (3) 地域手当 当該職員の能力基準給月額に2を乗じて得た額に100分の18を乗じて得た額に支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の職責給月額に100分の18を乗じて得た額に100分の10を乗じて得た額の合計額
- (4) 第32条第1号から第3号までの規定により支給される給与 当該職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第32条第1号 前各号に定める額

ロ 第32条第2号 第1号及び第3号に定める額に、休職の期間が1年（結核性疾病にあっては2年）に達するまでは100分の80を、その期間を超えた休職の期間中は100分の60を乗じて得た額

ハ 第32条第3号 第1号及び第3号に定める額に100分の60を乗じて得た額

- 4 特例期間における職員に対する賞与の支給に当たっては、当該職員が受けるべき賞与

- の額から、当該賞与の額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 5 特例期間における第18条及び第19条の適用に当たっては、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与の額から、俸給月額（職責給の月額を除く。本項において以下同じ。）及び俸給月額に100分の18を乗じて得た額の合計額に12を乗じて得た額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
 - 6 特例期間においては、独立行政法人医薬品医療機器総合機構役員給与規程等の一部を改正する規程（平成22年11月30日22規程第15号）附則第3項の規定の適用を受けることとなる職員に対する給与の支給に当たっては、同項の規定により減額した後の給与の額及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成23年3月29日23規程第5号）附則第2項に基づき算定した給与の額を、それぞれ当該職員が本来受けるべき給与の額とみなして、前3項の規定を適用する。
 - 7 前4項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
 - 8 前5項に規定するもののほか、特例期間における給与の支給に関しては、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平成24年法律第2号）第9条の規定に準じるものとする。
 - 9 平成25年4月1日において31歳以上39歳未満の職員（その職員の受ける能力基準給の級における最高号俸を受けるものを除く。）のうち、平成20年7月1日又は平成21年7月1日のいずれかにおいて給与規程第8条の規定により昇給した職員の、平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
 - 10 前項に規定するもののほか、他の職員との権衡上必要があると認められる職員の号俸の調整は、人事院規則9-113（平成25年4月1日における号俸の調整）その他の国家公務員における取扱いに準じるものとする。
 - 11 前2項の適用にあたって必要な取扱いについては、国家公務員の例に準じるものとする。
 - 12 令和4年3月31日までの間、独立行政法人医薬品医療機器総合機構におけるテレワーク勤務に関する規程（令和3年4月27日規程第12号）第3条第4項の規定に基づき理事長等からテレワーク勤務を命じられた者が月に一回以上テレワーク勤務を行った場合は、第2条に定める給与のほか、テレワーク勤務に要する費用として月額1,000円の手当を支給する。
 - 13 前項の場合において、第9条の適用については同条第1項中「超過勤務手当は」とあるのは「超過勤務手当及び附則第12項に基づき支給される手当については」と、第24条の適用については同条中「及び俸給月額」とあるのは「俸給月額」と、「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額及び附則第12項に基づき支給される手当」と読み替えるものとする。

附 則（平成17年2月2日17規程第4号）

この規程は、平成17年2月2日から施行し、改正後の独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員給与規程の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成17年3月31日17規程第28号）
この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年10月31日18規程第9号）
この規程は、平成18年11月1日から施行する。

附 則（平成18年11月30日18規程第14号）
この規程は、平成18年12月1日から施行する。

- 附 則（平成19年3月30日19規程第6号）
- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
 - 2 この規程による改正後の独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員給与規程（以下「新給与規程」という。）第8条第1項の規定にかかわらず、平成19年7月1日において、能力基準給は1号俸を、職務基本給は能力基準給の昇給額と同額を昇給させることができる。ただし、平成19年3月31日に独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）に在籍していた職員に限る。
 - 3 新給与規程第13条第2項の規定にかかわらず、地域手当の支給割合は、平成22年3月31日までの間、人事院規則9-49附則別表第2で定める割合とする。
 - 4 新給与規程第22条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までの間、MGRIV又はSPTの職務等級に該当する職員に超過勤務手当を支給する。この場合において、当該職員に関する勤務1時間当たりの給与の額は、この規定による改正後の第24条第2項に定める額とし、当該職員に支給する超過勤務手当の額は、この規程による改正後の第19条の規定に基づき算出した額からこの規程による改正後の第5条第4項に定める超過勤務手当に相当する額を減じて得た額とする。
 - 5 新給与規程の規定に基づき算出した平成19年6月又は12月の賞与の額と、この規程による改正前の給与規程に基づき算出した平成18年6月又は12月の期末手当の額（扶養手当に相当する額を除く。）及び勤勉手当の額の合計額にそれぞれ差額が生じる場合は、平成22年3月31日までの間、6月及び12月に支給する賞与それぞれの額に次の各号に掲げる調整額を加えるものとする。ただし、平成19年3月31日に機構に在籍していた職員に限る。
 - (1) 平成19年度 調整額＝平成18年6月又は12月の期末手当の額及び勤勉手当の額の合計額－平成19年6月又は12月の賞与の額
 - (2) 平成20年度 調整額＝平成19年6月又は12月の調整額×80%
 - (3) 平成21年度 調整額＝平成19年6月又は12月の調整額×40%
 - 6 新給与規程第25条第4項の規定に平成19年4月1日以降において新たに該当する者に対し賞与の額を調整する場合については、新給与規程の規定に基づき算出した6月又は12月の賞与の額（この規程の適用を受ける職員となった日から起算して1年間に

支給する賞与（以下「機構賞与額」という。）に限る。）と、当該１年間の前１年間に
おいて６月又は１２月に支給を受けた機構における賞与に相当する額（扶養手当に相当
する額を除く。）（以下「前職賞与額」という。）にそれぞれ差額が生じる場合は、６
月及び１２月に支給する賞与それぞれの額に次の号の調整額を加えるものとする。た
だし、算出した調整額が零を下回る場合においては調整を実施しない。

(1) 調整額＝６月又は１２月の前職賞与額－６月又は１２月の機構賞与額

- 7 新給与規程第７条の規定に基づき平成１９年４月１日以降において職務等級を上位の
等級に昇格させた者については、第５項に基づき算出した賞与支給額に昇格前の賞与係
数と昇格後の賞与係数の差に賞与基礎額を乗じて得た額を加えるものとする。ただし、
加算後の額は新給与規程の規定に基づき算出した賞与の額までを限度とする。

附 則（平成１９年７月１８日１９規程第２０号）

この規程は、平成１９年７月１８日から施行し、平成１９年４月１日から適用する。

附 則（平成１９年１１月２８日１９規程第２４号）

この規程は、平成１９年１１月２８日から施行し、平成１９年４月１日から適用する。

附 則（平成２０年４月１日２０規程第７号）

この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則（平成２０年１２月２５日２０規程第１３号）

この規程は、平成２１年１月１日から施行する。

附 則（平成２１年３月１８日２１規程第３号）

この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則（平成２１年６月１１日２１規程第６号）

- 1 この規程は、平成２１年６月１１日から施行する。
- 2 平成２１年６月に支給する賞与に関する附則（平成１９年３月３０日１９規程第６号）
第６項第１号の適用については、同号中「６月又は１２月の前職賞与額－６月又は１２
月の機構賞与額」とあるのは「６月の前職賞与額に１００分の９０を乗じて得た額－６
月の機構賞与額」とする。

附 則（平成２１年１１月３０日２１規程第１７号）

- 1 この規程は、平成２１年１２月１日から施行する。
- 2 平成２１年１２月に支給する賞与に関する附則（平成１９年３月３０日１９規程第６
号）第６項第１号の適用については、同号中「６月又は１２月の前職賞与額－６月又は
１２月の機構賞与額」とあるのは「１２月の前職賞与額に１０００分の９４３を乗じて
得た額－１２月の機構賞与額」とする。

附 則（平成２２年３月３０日２２規程第２号）
この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

- 附 則（平成２２年１１月３０日２２規程第１５号）
- 1 この規程は、平成２２年１２月１日から施行する。
 - 2 平成２２年１２月に支給する賞与に関する附則（平成１９年３月３０日１９規程第６号）第６項第１号の適用については、同号中「６月又は１２月の前職賞与額－６月又は１２月の機構賞与額」とあるのは「１２月の前職賞与額に１０００分の９０９を乗じて得た額－１２月の機構賞与額」とする。
 - 3 平成３０年３月３１日までの間、職員（独立行政法人医薬品医療機器総合機構給与規程（以下この項において「給与規程」という。）第５条第５項に規定する別表第１の適用を受ける職員のうち、６等級以上である者であってその号俸がその等級における最低の号俸でないものに限る。（以下この項及び次項において「特定職員」という。））に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が５５歳に達した日後における最初の４月１日（特定職員以外の者が５５歳に達した日後における最初の４月１日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - (1) 俸給（職責給を除く。） 能力基準給月額に１００分の３を乗じて得た額（当該特定職員の能力基準給月額に１００分の９８．５を乗じて得た額が、当該特定職員の属する能力基準給の等級の最低の号俸の俸給月額（当該特定職員が給与規程第３２条の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の月額から規定された支給割合を乗じて得た額。以下この号及び次号において同じ。）に達しない場合（以下この項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、支給対象となる能力基準給から当該特定職員の属する能力基準給の等級における最低の号俸の月額を減じた額に２を乗じて得た額（以下この項において「俸給月額減額基礎額」という。））
 - (2) 地域手当 当該特定職員の能力基準給月額に２を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額）に１００分の２０を乗じた額に１００分の１．５を乗じて得た額
 - (3) 賞与 給与規程第２５条に規定する当該特定職員の賞与支給額に１００分の１．５を乗じて得た額
 - 4 前項において平成２２年４月１日前に５５歳に達した職員の適用については「当該特定職員が５５歳に達した日後における最初の４月１日」とあるのは独立行政法人医薬品医療機器総合機構給与規程附則（平成２２年１１月３０日２２規程第１５号）の施行日と、「５５歳に達した日後における最初の４月１日後」とあるのは「同日後」とする。
 - 5 前４項に規定するもののほか、特定職員の給与の減額に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じる。

- 附 則（平成２３年３月２９日２３規程第５号）
- 1 この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

- 2 附則（平成22年11月30日22規程第15号）第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の職責給は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）第5条第3項の規定にかかわらず、同項の規定による額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 3 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（その職員の受ける能力基準給の級における最高号俸を受けるものを除く。）のうち、平成22年7月1日において給与規程第8条の規定により昇給した職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。なお、職務給については俸給表において定める等級及び号俸により決定する。
- 4 前3項に規定するもののほか、給与の昇給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じる。

附 則（平成24年3月29日24規程第7号）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年6月に支給する賞与の額は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）第25条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される賞与の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、賞与は支給しない。
 - (1)平成23年4月1日（同月2日から平成24年3月31日までの間に、職員以外の者又は職員であって給与規程第5条第5項の別表第Ⅰの俸給表の適用を受けるもの）のうち、その等級及び俸給が次表に掲げるものであるものから当該職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、住居手当及び初任給調整手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、本俸を支給されなかった期間、減額対象職員以外の職員であった期間がある職員にあつては、当該期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額

等 級	号 俸
1 等級	1 号俸から 9 3 号俸まで
2 等級	1 号俸から 7 6 号俸まで
3 等級	1 号俸から 6 0 号俸まで
4 等級	1 号俸から 4 4 号俸まで
5 等級	1 号俸から 3 6 号俸まで
6 等級	1 号俸から 2 8 号俸まで
7 等級	1 号俸から 1 6 号俸まで
8 等級	1 号俸から 4 号俸まで

- (2)平成23年6月1日及び平成23年12月1日において減額改定対象職員であつた者に同月に支給された賞与の額にそれぞれ100分の0.37を乗じて得た額

- 3 平成24年4月1日において36歳に満たない職員（その職員の受ける能力基準給の級における最高号俸を受けるものを除く。）のうち、平成19年7月1日、平成20年7月1日又は平成21年7月1日のいずれかにおいて給与規程第8条の規定により昇給した職員の、平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号俸の最大で2号俸上位の号俸とする。なお、職務給については俸給表において定める等級及び号俸により決定する。
- 4 前2項に規定するもののほか、給与の減額及び昇給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じる。

附 則（平成24年7月20日24規程第21号）

- 1 この規程は、平成24年8月1日から施行する。
- 2 平成24年12月及び平成25年6月における職員に対する賞与の支給に当たっては、この規程による改正後の独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員給与規程（平成16年4月1日16規程第4号。以下「新規規程」という。）附則第4項及び第6項の規定にかかわらず、当該各項の規定に基づき支給されることとなる賞与の額（以下「基準額」という。）から、次の各号に掲げる額の合計額に2分の1を乗じて得た額に相当する額（以下「調整額」という。）を減ずる。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、賞与は支給しない。
 - (1) 当該職員に対して平成24年4月1日から同年7月31日までの間（以下「特定期間」という。）に支給した能力基準給の額に2を乗じて得た額に、新規規程附則第3項第1号に規定する支給減額率（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額
 - (2) 特定期間において当該職員に対して支給した職責給の額に、100分の10を乗じて得た額に相当する額
 - (3) 特定期間において当該職員に対して支給した能力基準給の額に2を乗じて得た額に100分の18を乗じて得た額に支給減額率を乗じて得た額及び特定期間において当該職員に対して支給した職責給月額に100分の18を乗じて得た額に100分の10を乗じて得た額の合計額に相当する額
 - (4) 当該職員に対して平成24年6月に支給した賞与の額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額
 - (5) 当該職員に支給した特定期間における勤務に係る第2条第8号に規定する超過勤務手当の額から、新規規程附則第5項の規定に基づき算出した当該職員の勤務1時間当たりの給与の額を基に第19条の例により算定した額を減じた額に相当する額
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、特定期間における当該職員の勤務状況その他の事情に照らし、新規規程附則第3項から第8項までの例に準じて調整を行うことが必要な額

附 則（平成25年3月14日25規程第3号）

この規程は、平成25年3月15日から施行する。

附 則（平成25年3月28日25規程第8号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月30日25規程第21号）

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26年3月20日26規程第4号）

この規程は、平成26年3月20日から施行する。

附 則（平成26年3月20日26規程第7号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月9日26規程第25号）（抄）

- 1 この規程は、平成26年12月10日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月31日27規程第2号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

- 第2条 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員給与規程別表第1（以下「俸給表Ⅰ」という。）の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（6等級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。
- 2 切替日以降に新たに俸給表Ⅰの適用を受けることとなった職員について、前項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、同項の規定に準じて、俸給を支給する。
 - 3 前2項の対象となる職員が切替日から平成30年3月31日までの間に降格又は降給となった場合には、第1項中「同日において受けていた俸給月額」とあるのは、「同日において受けていた俸給月額から、降給によって減額となった額（職責給の減額分を除く。）を控除した額」とする。

（平成30年3月31日までの間における地域手当に関する特例）

第3条 削除

（平成28年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例）

第4条 新給与規程第15条第2項中「30,000円」とあるのは、平成28年3月31

日までの間は、「26,000円」とする。

附 則（平成27年7月28日27規程第15号）

- 1 この規程は、平成27年7月28日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員給与規程第13条第2項及び第4項については、平成30年3月31日までの間で別に定める日までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成27年8月18日27規程第21号）

この規程は、平成27年8月18日から施行する。

附 則（平成28年3月14日28規程第1号）

- 1 この規程中、第1条、第2条及び第5条から第7条までは平成28年3月15日から施行し、平成27年4月1日から適用し、第3条及び第4条は平成28年4月1日から施行する。
- 2 独立行政法人医薬品医療機器総合機構役員給与規程第9条第2項の適用については、平成27年6月支給の特別手当に関しては、同項中「100分の150」とあるのは「100分の147.5」とし、平成27年12月支給の特別手当に関しては、同項中「100分の165」とあるのは「100分の167.5」とする。
- 3 独立行政法人医薬品医療機器総合機構継続雇用職員就業規則第15条第2項の規定の適用については、平成27年6月支給の勤勉手当に関しては、同項中「100分の37.5」とあるのは「100分の35」と、平成27年12月支給の勤勉手当に関しては、同項中「100分の37.5」とあるのは「100分の40」とする。
- 4 独立行政法人医薬品医療機器総合機構任期付職員就業規則第1条第1項第1号に規定する任期付職員の年俸については、同就業規則第8条第1項の規程にかかわらず平成28年3月31日までの間は、次に掲げる号俸に基づく年俸を適用する。

号俸	年俸
1	5,588,460円
2	6,441,660円
3	7,323,300円
4	8,460,900円
5	9,840,240円
6	11,233,800円

- 5 独立行政法人医薬品医療機器総合機構任期付職員就業規則第1条第1項第2号に規定する任期付職員の年俸については、同就業規則第8条第2項の規程にかかわらず、平成28年3月31日までの間は次に掲げる号俸に基づく年俸を適用する。

号俸	年俸
1	4,649,940円
2	5,161,860円
3	5,560,020円

附 則（平成２８年６月２４日２８規程第１６号）

この規程は、平成２８年７月１日から施行する。

附 則（平成２８年１２月１４日２８規程第２２号）

この規程は、平成２９年１月１日から施行する。

附 則（平成２９年１月２４日２９規程第２号）

（施行期日）

第１条 この規程は、平成２９年２月１５日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

（平成２８年度の経過措置）

第２条 平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までの間（以下この条において「平成２８年度」という。）における扶養手当の支給については、第１条による改正後の独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員給与規程（以下「新職員給与規程」という。）第１１条及び第１２条の規定は適用せず、なお従前の例による。

２ 平成２８年度における独立行政法人医薬品医療機器総合機構継続雇用職員就業規則第１５条第２項の適用については、同項中「勤勉手当の額は勤勉手当基礎額に１００分の４０」とあるのは、「６月の勤勉手当の額は勤勉手当基礎額に１００分の３７．５を、１２月の勤勉手当の額は勤勉手当基礎額に１００分の４２．５」とする。

（令和２年３月３１日までの間における扶養手当に関する特例）

第３条 平成２９年４月１日から令和２年３月３１日までの間における扶養手当の支給については、新職員給与規程第１１条及び第１２条の規定にかかわらず、この条の定めるところによる。

２ 平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間における扶養手当の支給については、第１条による改正前の独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員給与規程（以下この項において「旧職員給与規程」という。）第１１条及び第１２条の規定を適用する。この場合において、旧職員給与規程第１１条第３項中「１６，０００円」とあるのは「１２，２００円」と、「８，０００円」とあるのは「同項第２号に該当する扶養親族（子に限る。）は９，７００円とし、その他の扶養親族は７，９００円」と、「１３，５００円」とあるのは「同項第２号に該当する扶養親族（子に限る。）は１２，２００円、その他の扶養親族は１１，０００円」とする。

３ 平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間における扶養手当の支給については、新職員給与規程第１１条（第１項ただし書を除く。）及び第１２条の規定を適用する。この場合において、新職員給与規程第１１条第３項中「７，９００円（別表第１の俸給表Ⅰの適用を受ける職員でその職務の等級が８等級であるもの（以下「俸（Ⅰ）８等級職員」という。）にあつては、４，３００円）」とあるのは、「７，９００円」とする。

- 4 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間における扶養手当の支給については、新職員給与規程第11条（第1項ただし書を除く。）及び第12条の規定を適用する。この場合において、新職員給与規程第11条第3項中「8等級である」とあるのは、「8等級以上であるもの及び別表第2の俸給表Ⅱの適用を受ける職員でその職務の等級が4等級以上である」とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、平成29年4月1日から令和2年3月31日までの間における扶養手当の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じる。

附 則（平成30年1月11日30規程第1号）抄
（施行期日等）

- 第1条 この規程は、平成30年2月1日から施行する。ただし、第3条、第5条及び第12条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員給与規程（以下「新職員給与規程」という。）の規定及び第6条の規定による改正後の任期付職員就業規則の規定は、平成29年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 3及び4 略

（退職者の特例）

- 第2条 適用日からこの規程の施行の日の前日（以下「施行日前日」という。）までに退職（理事長の要請に応じ引き続き国家公務員等となるために退職した場合を除く。）した職員の平成29年度の給与については新職員給与規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（経過措置）

- 第4条 適用日（同日から施行日前日までに新たに採用された職員にあつては、当該採用の日。以下この項において同じ。）における職員の職務基本給の額は、適用日において支給を受けていた額に、当該職員の適用日における能力等級及び号俸に係る新職員給与規程別表1又は別表2中に定める額から適用日における能力等級及び号俸に係る第1条の規定による改正前の職員給与規程別表1又は別表2に定める額をそれぞれ減じた額を、それぞれ加えた額とする。
- 2 新職員給与規程第8条の規定に基づき算定した平成29年7月1日の昇給後の職務給の額が、この規程による改正前における同日の職務給の額を下回ることとなる職員がいる場合には、当該職員の同日の職務給の額は、前項の規定にかかわらず、当該改正前の職務給の額とする。
- 3 施行日前日において職員就業規則第9条第1項（第4号を除く。）の規定により休職を命じられている職員の給与については、第2条の規定による改正後の職員給与規程第32条第2号及び第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 略

（平成29年12月に支給する賞与に関する特例）

第5条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構人事評価規程（平成19年規程第7号）第7条第2項の規定により決定された平成28年度の評語がS又はA+であった者（職務等級がMGR I 及びMGR II である職員並びに附則第2条に規定する職員を除く。）の平成29年12月に支給する賞与の額は、新職員給与規程第25条第2項の規定に基づき算出した額に、S評価については15,000円、A+評価については10,000円をそれぞれ加えた額とする。

（平成30年4月1日における号俸の調整）

第6条 平成30年4月1日において37歳に満たない職員（その職員の受ける能力基準給の級における最高号俸を受けるものを除く。）のうち、平成27年7月1日において職員給与規程第8条の規定により昇給した職員の平成30年4月1日における号俸（次項において「新号俸」という。）は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸（次項において「旧号俸」という。）の1号俸上位の号俸とする。

2 前項に規定する職員の平成30年4月1日における職務基本給の額は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる職務基本給の額に、新号俸から旧号俸を減じた額を加えた額とする。

（補則）

第7条 この附則に規定するもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じて、別に定める。

附 則（平成30年1月29日30規程第2号）抄
この規程は、平成30年2月1日から施行する。

附 則（平成30年4月23日30規程第13号）抄
この規程は、平成30年5月1日から施行する。

附 則（平成30年10月11日30規程第21号）
この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月24日31規程第1号）抄
（施行期日等）

第1条 この規程は、平成31年2月1日から施行する。ただし、第3条及び第5条の規定は、同年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員給与規程（以下「新職員給与規程」という。）の規定及び第6条の規定による改正後の任期付職員就業規則の規定並びに附則第4条の規定は、平成30年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

3 略

（退職者の特例）

第2条 適用日からこの規程の施行の日の前日（以下「施行日前日」という。）までに退職をした職員（理事長の要請に応じ、引き続いて独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員退職手当支給規程（平成16年規程第6号）第12条第1項に規定する国家公務員等となるため退職をした職員を除く。）の平成30年度の給与の額については、新職員給与規程及び附則第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（平成30年度の嘱託等の初任給調整手当の特例）

第3条 平成30年度の嘱託等（独立行政法人医薬品医療機器総合機構嘱託等就業規則（平成16年規程第11号。以下「嘱託等就業規則」という。）第1条に規定する嘱託等という。）の初任給調整手当の額については、嘱託等就業規則第14条の2において準用する新職員給与規程第17条第1項の規定にかかわらず、月額184,500円を超えない範囲内の額とする。

（職務基本給等に関する経過措置）

第4条 適用日（適用日から施行日前日までに新たに採用された職員にあっては、当該採用の日。以下同じ。）における職員の職務基本給の額は、現に適用日において支給を受けていた額に、当該職員の適用日における能力等級及び号俸に係る新職員給与規程別表1又は別表2中に定める額から適用日における能力等級及び号俸に係る第1条の規定による改正前の職員給与規程別表1又は別表2に定める額をそれぞれ減じて得た額を、それぞれ加えて得た額とする。

2 平成30年の新職員給与規程第8条の規定による昇給後の職務給の額が、現に当該昇給が行われた日において支給を受けていた職務給の額（以下「旧職務給の額」という。）を下回ることとなる職員の同日における職務給の額は、同条の規定にかかわらず、旧職務給の額とする。

（平成30年12月に支給する賞与に関する特例）

第5条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構人事評価規程（平成19年規程第7号）第7条第2項の規定により決定された平成29年度の評語がS又はA+であった職員（平成30年12月1日において職務等級がMGR I及びMGR IIである職員並びに附則第2条に規定する職員を除く。以下同じ。）の平成30年12月に支給する賞与の額は、新職員給与規程第25条第2項の規定に基づき算出された額に、評語がSであった職員については7,500円、評語がA+であった職員については5,000円を、それぞれ加えた額とする。

（補則）

第6条 この附則に規定するもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じて、別に定める。

附 則（令和元年12月26日規程第14号）

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則（令和２年１月２３日規程第１号）抄
（施行期日等）

第１条 この規程は、令和２年２月１日から施行する。ただし、第２条及び第４条の規定は、同年４月１日から施行する。

２ 第１条の規定による改正後の職員給与規程（以下「新職員給与規程」という。）の規定及び第５条の規定による改正後の任期付職員就業規則の規定並びに附則第３条の規定は、平成３１年４月１日（以下「適用日」という。）から適用する。

３ 第３条の規定による改正後の役員給与規程の規定は、令和元年１２月１日から適用する。

（退職者の特例）

第２条 適用日からこの規程の施行の日の前日（以下「施行日前日」という。）までに退職をした職員（理事長の要請に応じ、引き続いて独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員退職手当支給規程（平成１６年規程第６号）第１２条第１項に規定する国家公務員等となるため退職をした職員を除く。）の平成３１年度及び令和元年度の給与の額については、新職員給与規程及び次条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（職務基本給等に関する経過措置）

第３条 適用日（適用日から施行日前日までに新たに採用された職員にあっては、当該採用の日。以下同じ。）における職員の職務基本給の額は、現に適用日において支給を受けていた額に、当該職員の適用日における能力等級及び号俸に係る新職員給与規程別表第１又は別表第２中に定める額から適用日における能力等級及び号俸に係る第１条の規定による改正前の職員給与規程別表第１又は別表第２に定める額をそれぞれ減じて得た額を、それぞれ加えて得た額とする。

２ 令和元年の新職員給与規程第８条の規定による昇給後の職務給の額が、現に当該昇給が行われた日において支給を受けていた職務給の額（以下「旧職務給の額」という。）を下回ることとなる職員の同日における職務給の額は、同条の規定にかかわらず、旧職務給の額とする。

（住居手当に係る経過措置）

第４条 第２条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の職員給与規程第１６条の規定により支給されていた住居手当の月額が２，０００円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（別に定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和３年３月３１日までの間、第２条の規定による改正後の職員給与規程第１６条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。第２号において「旧手当額」という。）

から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 第2条の規定による改正後の職員給与規程第16条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から第2条の規定による改正後の職員給与規程第16条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(補則)

第5条 この附則に規定するもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じて、別に定める。

附 則 (令和2年3月3日規程第5号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(等級及び号俸の切替え)

第2条 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において第1条の規定による改正前の職員給与規程（以下「旧職員給与規程」という。）別表第1の適用を受けていた職員の施行日における役割等級及び役割基本給の号俸（以下「新等級号俸」という。）は、施行日の前日においてその者が受けていた能力等級及び能力基準給の号俸並びに職務等級に応じて附則別表第1に定める新等級号俸とする。

2 施行日の前日において旧職員給与規程別表第2の適用を受けていた職員の施行日における新等級号俸は、施行日の前日においてその者が受けていた能力等級及び能力基準給の号俸並びに職務等級に応じて附則別表第2に定める新等級号俸とする。

3 前2項に規定する職員について、採用時の事情を考慮してその施行日における新等級号俸を定める必要があると認められるときは、理事長の定めるところにより、これらの規定による新等級号俸の調整を行うことができる。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

第3条 施行日の前日において旧職員給与規程の適用を受けていた職員であって施行日に引き続き第1条の規定による改正後の職員給与規程（以下「新職員給与規程」という。）の適用を受けることとなった職員である者のうち、施行日においてその者の受ける新職員給与規程による俸給月額が施行日の前日において受けていた旧職員給与規程による俸給月額に達しないこととなる職員には、新職員給与規程による俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

2 前項の規定による俸給（以下「経過措置給」という。）の支給を受ける職員について、施行日後次の各号に掲げる事由によりその者が受ける新職員給与規程による俸給月額に異動を生じた場合は、当該各号に定める額を減額することにより、当該各号に掲げる

事由が生じた日から経過措置給の額を改定する。この場合において、当該減額後の経過措置給の額が零円以下となるときは、当該各号に掲げる事由が生じた日以降の経過措置給は、支給しない。

- (1) 新給与規程第7条第1項の規定による昇格 当該昇格後の新職員給与規程による俸給月額から当該昇格前の新職員給与規程による俸給月額を減じた額
 - (2) 新給与規程第8条第1項の規定による昇給 当該昇給後の新職員給与規程による俸給月額から当該昇給前の新職員給与規程による俸給月額を減じた額の2分の1に相当する額
 - (3) 役割基本給表の改正による新職員給与規程による俸給月額の増額 当該改正後の新職員給与規程による俸給月額から当該改正前の新職員給与規程による俸給月額を減じた額
- 3 施行日以降に新たに新職員給与規程の適用を受けることとなった職員（国家公務員等（職員退職手当支給規程第12条第1項に規定する国家公務員等をいう。以下同じ。）であった職員であって、国等の機関（同項に規定する国等の機関をいう。以下同じ。）の要請に応じ、職員となるため退職をした者に限る。）について、当該国家公務員等を退職した時点の給与水準と同等とする必要があると認めるときは、当該職員には、当分の間、新職員給与規程による俸給月額のほか、理事長が当該同等とするため必要と認めらるる額を俸給として支給する。
- 4 施行日以降に新たに新職員給与規程の適用を受けることとなった職員（前項に規定する職員を除く。）について、採用時の事情を考慮して調整給（同項の規定による俸給をいう。）を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該新たに新職員給与規程の適用を受けることとなった職員には、当分の間、新職員給与規程による俸給月額のほか、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

第4条 前条の規定による俸給を支給される職員に関する新職員給与規程第24条第1項及び第2項並びに第25条第3項の規定の適用については、新職員給与規程第24条第1項中「及び俸給月額」とあるのは「と独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員給与規程等の一部を改正する規程（令和2年規程第5号。以下「令和2年改正規程」という。）附則第3条の規定による俸給の額との合計額及び俸給月額と同条の規定による俸給の額との合計額」と、同条第2項及び新職員給与規程第25条第3項中「及び俸給月額」とあるのは「と令和2年改正規程附則第3条の規定による俸給の額との合計額及び俸給月額と同条の規定による俸給の額との合計額」とする。

（退職手当に関する経過措置）

第5条 施行日の前日において旧職員給与規程の適用を受けていた職員であって施行日に引き続き新職員給与規程の適用を受けることとなった職員のうち、施行日においてその者の受ける役割基本給の月額が施行日の前日に受けていた能力基準給の月額に2を乗じて得た額に達しないこととなる職員に関する第4条の規定による改正後の職員退職手当支給規程（以下「新職員退職手当支給規程」という。）第8条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「の月額」とあるのは、「の月額と令和2年3月31日

に受けていた能力基準給の月額に2を乗じて得た額から同年4月1日に受けることとなった役割基本給の月額を減じた額との合計額」とする。

第6条 新職員退職手当支給規程第12条第5項の規定にかかわらず、施行日前に職員退職手当支給規程第12条第1項及び第2項の国家公務員等としての在職期間のうち、法令又は国等の機関の規程等の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病による休職を除く。）、停職又は育児休業により現実に職務をとることを要しない期間のある月があった場合の職員退職手当支給規程第12条第1項及び第2項の規定による在職期間の計算については、なお従前の例による。

2 新職員退職手当支給規程第12条第6項の規定にかかわらず、施行日前に職員退職手当支給規程第12条第1項及び第2項の国家公務員等としての在職期間のうち、法令又は国等の機関の規程等の規定による配偶者同行休業により現実に職務をとることを要しない期間のある月があった場合の同条第1項及び第2項の規定による在職期間の計算については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月4日規程第2号）
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月27日規程第13号）
この規程は、令和3年5月1日から施行する。

附 則（令和4年11月30日規程第9号）
（施行期日等）

第1条 この規程は、令和4年12月1日から施行する。ただし、第3条及び第5条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員給与規程（以下「新職員給与規程」という。）の規定及び第6条の規定による改正後の任期付職員就業規則の規定並びに附則第3条の規定は、令和4年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（退職者の特例）

第2条 適用日からこの規程の施行の日の前日（以下「施行日前日」という。）までに退職をした職員（理事長の要請に応じ、引き続いて独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員退職手当支給規程（平成16年規程第6号）第12条第1項に規定する国家公務員等となるため退職をした職員を除く。）の令和4年度の給与の額については、新職員給与規程及び次条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（職務基本給等に関する経過措置）

第3条 適用日（適用日から施行日前日までに新たに採用された職員にあっては、当該採

用の日。以下同じ。)における職員の役割基本給の額は、現に適用日において支給を受けていた額に、当該職員の適用日における役割等級及び号俸に係る新職員給与規程別表第1又は別表第2中に定める額から適用日における役割等級及び号俸に係る第1条の規定による改正前の職員給与規程別表第1又は別表第2に定める額をそれぞれ減じて得た額を、それぞれ加えて得た額とする。

- 2 令和4年の新職員給与規程第8条の規定による昇給後の役割基本給の額が、現に当該昇給が行われた日において支給を受けていた役割基本給の額(以下「旧役割基本給の額」という。)を下回る事となる職員の同日における役割基本給の額は、同条の規定にかかわらず、旧役割基本給の額とする。

(補則)

第4条 この附則に規定するもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じて、別に定める。

附 則 (令和4年11月30日規程第10号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和4年12月1日から施行する。

(等級及び号俸の切替え)

第2条 第1条による改正後の就業規則第31条第6項、第2条による改正後の給与規程第5条第4項、第32条及び第33条並びに第3条による改正後の退職手当規程第11条第3項及び第12条第5項の規定にかかわらず、施行日前に発生した事由により職員就業規則第31条第1項の欠勤(通勤による傷病に係るものに限る。)をしている場合のこれらの規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年8月21日規程第8号)

この規程は、令和5年9月1日から施行する。

附 則 (令和5年11月30日規程第11号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、令和5年12月1日から施行する。ただし、第4条及び第6条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の職員給与規程(以下「新職員給与規程」という。)の規定、第2条の規定による改正後の役員給与規程の規定及び第7条の規定による改正後の任期付職員就業規則の規定並びに附則第3条の規定は、令和5年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(退職者の特例)

第2条 適用日からこの規程の施行の日の前日(以下「施行日前日」という。)までに退

職をした職員（理事長の要請に応じ、引き続いて独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員退職手当支給規程（平成16年規程第6号）第12条第1項に規定する国家公務員等となるため退職をした職員を除く。）の令和5年度の給与の額については、新職員給与規程及び次条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（職務基本給等に関する経過措置）

第3条 適用日（適用日から施行日前日までに新たに採用された職員にあっては、当該採用の日。以下同じ。）における職員の役割基本給の額は、現に適用日において支給を受けていた額に、当該職員の適用日における役割等級及び号俸に係る新職員給与規程別表第1又は別表第2中に定める額から適用日における役割等級及び号俸に係る第1条の規定による改正前の職員給与規程別表第1又は別表第2に定める額をそれぞれ減じて得た額を、それぞれ加えて得た額とする。

2 令和5年の新職員給与規程第8条の規定による昇給後の役割基本給の額が、現に当該昇給が行われた日において支給を受けていた役割基本給の額（以下「旧役割基本給の額」という。）を下回ることとなる職員の同日における役割基本給の額は、同条の規定にかかわらず、旧役割基本給の額とする。

（補則）

第4条 この附則に規定するもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じて、別に定める。

附 則（令和5年12月27日規程第13号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、令和6年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 満年齢60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）の職員の俸給の月額、当分の間、当該職員に適用される俸給の種類それぞれの月額に100分の70を乗じた額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

第3条 第7条の2第1項に基づき降任された職員にあっては、当分の間、第5条各項及び前条の規定により当該職員が受ける俸給の月額（以下この条において「特定日基礎俸給月額」という。）のほか、特定日の前日に当該職員に適用されていた俸給の月額に100分の70を乗じた額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）と特定日基礎俸給月額との差額に相当する管理職勤務上限年齢調整額を俸給として支給する。

第4条 第17条に規定する初任給調整手当の月額は、当分の間、特定日以後、特定日の前日に当該職員が受けていた初任給調整手当の月額の100分の70を乗じた額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

附 則（令和6年1月18日規程第18号）
（施行期日等）

第1条 この規程は、令和6年1月18日から施行し、令和5年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（退職者の特例）

第2条 適用日から令和5年11月30日までに退職をした職員（理事長の要請に応じ、引き続いて国家公務員等となるため退職をした職員（独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員退職手当支給規程（平成16年規程第6号）第12条第1項における対象者を準用。）を除く。）の令和5年度の初任給調整手当の額については、なお従前の例による。

（初任給調整手当に関する経過措置）

第3条 適用日（適用日から令和5年11月30日までに新たに採用された職員にあっては、当該採用の日。以下同じ。）における職員の初任給調整手当の額は、現に適用日において支給を受けていた額に、当該職員の適用日における職員給与規程の実施細則（以下、「実施細則」という。）第41条第2項の規定に基づく人事院規則9-34（以下この項において「規則」という。）第6条の規定を準用した額から現に適用日に規定されていた実施細則第41条第2項の規定に基づく規則第6条の規定を準用した額を減じて得た額を加えて得た額とする。

（補則）

第4条 この附則に規定するもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じて、別に定める。

附 則（令和6年1月29日規程第19号）
この規程は、令和6年2月1日から施行する。

附 則（令和6年3月27日規程第21号）
この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附則別表第1

イ 新職員給与規程別表第1の適用を受ける職員の新等級号(附則第2条関係)																							
能力等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級	12 級	13 級	14 級	15 級	16 級	17 級	18 級	19 級	20 級	21 級	22 級	23 級
職務等級	技術初級/事務初級	技術初級/事務初級	技術中級/事務中級	技術中級/事務中級	技術上級/事務上級	技術中級/事務中級	技術上級/事務上級	MGRⅢ/SPⅠ	技術中級/事務中級	技術上級/事務上級	MGRⅣ/SPⅡ	技術中級/事務中級	技術上級/事務上級	MGRⅣ/SPⅡ	MGRⅢ	MGRⅢ	MGRⅡ/MGRⅠ(執行役員に限る。)	MGRⅡ/MGRⅠ(執行役員に限る。)	MGRⅠ	MGRⅠ	MGRⅠ	MGRⅠ	MGRⅠ
能力基準記号の符号	G7-1	G7-10	G6-1	G6-23	G5-1	G6-38	G5-1	G4-1	G6-87	G5-15	G4-1	G6-87	G5-15	G4-1	G3-1	G3-21	G2-1	G2-1	G1-1	G1-12			
2	G7-1	G7-10	G6-2	G6-24	G5-1	G6-39	G5-2	G4-1	G6-88	G5-16	G4-2	G3-22	G2-1	G2-2	G1-1	G1-13							
3	G7-1	G7-11	G6-3	G6-25	G5-1	G6-40	G5-3	G4-1	G6-89	G5-17	G4-3	G3-23	G2-1	G2-3	G1-1	G1-14							
4	G7-1	G7-12	G6-4	G6-26	G5-1	G6-42	G5-4	G4-1	G6-90	G5-18	G4-4	G3-24	G2-1	G2-4	G1-1	G1-15							
5	G7-1	G7-13	G6-5	G6-27	G5-1	G6-43	G5-5	G4-1	G6-91	G5-19	G4-5	G3-25	G2-1	G2-5	G1-1	G1-16							
6	G7-1	G7-14	G6-6	G6-28	G5-1	G6-44	G5-6	G4-1	G6-92	G5-20	G4-6	G3-26	G2-1	G2-6	G1-1	G1-17							
7	G7-1	G7-15	G6-7	G6-29	G5-1	G6-45	G5-7	G4-1	G6-93	G5-21	G4-7	G3-27	G2-1	G2-7	G1-1	G1-18							
8	G7-1	G7-16	G6-8	G6-30	G5-1	G6-46	G5-8	G4-1	G6-94	G5-22	G4-8	G3-28	G2-1	G2-8	G1-1	G1-19							
9	G7-1	G7-17	G6-9	G6-31	G5-1	G6-47	G5-9	G4-1	G6-95	G5-23	G4-9	G3-29	G2-1	G2-9	G1-1	G1-20							
10	G7-1	G7-18	G6-10	G6-32	G5-1	G6-48	G5-10	G4-1	G6-96	G5-24	G4-10	G3-30	G2-1	G2-10	G1-1	G1-21							
11	G7-1	G7-19	G6-11	G6-33	G5-1	G6-49	G5-11	G4-1	G6-97	G5-25	G4-11	G3-31	G2-1	G2-11	G1-1	G1-22							
12	G7-1	G7-20	G6-12	G6-34	G5-1	G6-50	G5-12	G4-1	G6-98	G5-26	G4-12	G3-32	G2-1	G2-12	G1-1	G1-23							
13	G7-1	G7-21	G6-13	G6-35	G5-1	G6-51	G5-13	G4-1	G6-99	G5-27	G4-13	G3-33	G2-1	G2-13	G1-1	G1-24							
14	G7-1	G7-22	G6-14	G6-36	G5-1	G6-52	G5-14	G4-1	G6-100	G5-28	G4-14	G3-34	G2-1	G2-14	G1-1	G1-25							
15	G7-1	G7-23	G6-15	G6-37	G5-1	G6-53	G5-15	G4-1	G6-101	G5-29	G4-15	G3-35	G2-1	G2-15	G1-1	G1-26							
16	G7-1	G7-24	G6-16	G6-38	G5-1	G6-54	G5-16	G4-1	G6-102	G5-30	G4-16	G3-36	G2-1	G2-16	G1-1	G1-27							
17	G7-1	G7-25	G6-17	G6-39	G5-1	G6-55	G5-17	G4-1	G6-103	G5-31	G4-17	G3-37	G2-1	G2-17	G1-1	G1-28							
18	G7-1	G7-26	G6-18	G6-40	G5-1	G6-56	G5-18	G4-1	G6-104	G5-32	G4-18	G3-38	G2-1	G2-18	G1-1	G1-29							
19	G7-1	G7-27	G6-19	G6-41	G5-1	G6-57	G5-19	G4-1	G6-105	G5-33	G4-19	G3-39	G2-1	G2-19	G1-1	G1-30							
20	G7-1	G7-28	G6-20	G6-42	G5-1	G6-58	G5-20	G4-1	G6-106	G5-34	G4-20	G3-40	G2-1	G2-20	G1-1	G1-31							
21	G7-1	G7-29	G6-21	G6-43	G5-1	G6-59	G5-21	G4-1	G6-107	G5-35	G4-21	G3-41	G2-1	G2-21	G1-1	G1-32							
22	G7-1	G7-30	G6-22	G6-44	G5-1	G6-60	G5-22	G4-1	G6-108	G5-36	G4-22	G3-42	G2-1	G2-22	G1-1	G1-33							
23	G7-1	G7-31	G6-23	G6-45	G5-1	G6-61	G5-23	G4-1	G6-109	G5-37	G4-23	G3-43	G2-1	G2-23	G1-1	G1-34							
24	G7-1	G7-32	G6-24	G6-46	G5-1	G6-62	G5-24	G4-1	G6-110	G5-38	G4-24	G3-44	G2-1	G2-24	G1-1	G1-35							
25	G7-1	G7-33	G6-25	G6-47	G5-1	G6-63	G5-25	G4-1	G6-111	G5-39	G4-25	G3-45	G2-1	G2-25	G1-1	G1-36							
26	G7-2	G7-34	G6-26	G6-48	G5-2	G6-64	G5-26	G4-1	G6-112	G5-40	G4-26	G3-46	G2-1	G2-26	G1-1	G1-37							
27	G7-3	G7-35	G6-27	G6-49	G5-3	G6-65	G5-27	G4-1	G6-113	G5-41	G4-27	G3-47	G2-1	G2-27	G1-1	G1-38							
28	G7-4	G7-36	G6-28	G6-50	G5-4	G6-66	G5-28	G4-1	G6-114	G5-42	G4-28	G3-48	G2-1	G2-28	G1-1	G1-39							
29	G7-5	G7-37	G6-29	G6-51	G5-5	G6-67	G5-29	G4-1	G6-115	G5-43	G4-29	G3-49	G2-1	G2-29	G1-1	G1-40							
30	G7-6	G7-38	G6-30	G6-52	G5-6	G6-68	G5-30	G4-1	G6-116	G5-44	G4-30	G3-50	G2-1	G2-30	G1-1	G1-41							
31	G7-7	G7-39	G6-31	G6-53	G5-7	G6-69	G5-31	G4-1	G6-117	G5-45	G4-31	G3-51	G2-1	G2-31	G1-1	G1-42							
32	G7-8	G7-40	G6-32	G6-54	G5-8	G6-70	G5-32	G4-1	G6-118	G5-46	G4-32	G3-52	G2-1	G2-32	G1-1	G1-43							
33	G7-9	G7-41	G6-33	G6-55	G5-9	G6-71	G5-33	G4-1	G6-119	G5-47	G4-33	G3-53	G2-1	G2-33	G1-1	G1-44							
34	G7-10	G7-42	G6-34	G6-56	G5-10	G6-72	G5-34	G4-1	G6-120	G5-48	G4-34	G3-54	G2-1	G2-34	G1-1	G1-45							
35	G7-11	G7-43	G6-35	G6-57	G5-11	G6-73	G5-35	G4-1	G6-121	G5-49	G4-35	G3-55	G2-1	G2-35	G1-1	G1-46							
36	G7-12	G7-44	G6-36	G6-58	G5-12	G6-74	G5-36	G4-1	G6-122	G5-50	G4-36	G3-56	G2-1	G2-36	G1-1	G1-47							
37	G7-13	G7-45	G6-37	G6-59	G5-13	G6-75	G5-37	G4-1	G6-123	G5-51	G4-37	G3-57	G2-1	G2-37	G1-1	G1-48							
38	G7-14	G7-46	G6-38	G6-60	G5-14	G6-76	G5-38	G4-1	G6-124	G5-52	G4-38	G3-58	G2-1	G2-38	G1-1	G1-49							
39	G7-15	G7-47	G6-39	G6-61	G5-15	G6-77	G5-39	G4-1	G6-125	G5-53	G4-39	G3-59	G2-1	G2-39	G1-1	G1-50							
40	G7-16	G7-48	G6-40	G6-62	G5-16	G6-78	G5-40	G4-1	G6-126	G5-54	G4-40	G3-60	G2-1	G2-40	G1-1	G1-51							
41	G7-17	G7-49	G6-41	G6-63	G5-17	G6-79	G5-41	G4-1	G6-127	G5-55	G4-41	G3-61	G2-1	G2-41	G1-1	G1-52							
42	G7-18	G7-50	G6-42	G6-64	G5-18	G6-80	G5-42	G4-1	G6-128	G5-56	G4-42	G3-62	G2-1	G2-42	G1-1	G1-53							
43	G7-19	G7-51	G6-43	G6-65	G5-19	G6-81	G5-43	G4-1	G6-129	G5-57	G4-43	G3-63	G2-1	G2-43	G1-1	G1-54							
44	G7-20	G7-52	G6-44	G6-66	G5-20	G6-82	G5-44	G4-1	G6-130	G5-58	G4-44	G3-64	G2-1	G2-44	G1-1	G1-55							
45	G7-21	G7-53	G6-45	G6-67	G5-21	G6-83	G5-45	G4-1	G6-131	G5-59	G4-45	G3-65	G2-1	G2-45	G1-1	G1-56							
46	G7-22	G7-54	G6-46	G6-68	G5-22	G6-84	G5-46	G4-1	G6-132	G5-60	G4-46	G3-66	G2-1	G2-46	G1-1	G1-57							
47	G7-23	G7-55	G6-47	G6-69	G5-23	G6-85	G5-47	G4-1	G6-133	G5-61	G4-47	G3-67	G2-1	G2-47	G1-1	G1-58							
48	G7-24	G7-56	G6-48	G6-70	G5-24	G6-86	G5-48	G4-1	G6-134	G5-62	G4-48	G3-68	G2-1	G2-48	G1-1	G1-59							
49	G7-25	G7-57	G6-49	G6-71	G5-25	G6-87	G5-49	G4-1	G6-135	G5-63	G4-49	G3-69	G2-1	G2-49	G1-1	G1-60							
50	G7-26	G7-58	G6-50	G6-72	G5-26	G6-88	G5-50	G4-1	G6-136	G5-64	G4-50	G3-70	G2-1	G2-50	G1-1	G1-61							
51	G7-27	G7-59	G6-51	G6-73	G5-27	G6-89	G5-51	G4-1	G6-137	G5-65	G4-51	G3-71	G2-1	G2-51	G1-1	G1-62							
52	G7-28	G7-60	G6-52	G6-74	G5-28	G6-90	G5-52	G4-1	G6-138	G5-66	G4-52	G3-72	G2-1	G2-52	G1-1	G1-63							
53	G7-29	G7-61	G6-53	G6-75	G5-29	G6-91	G5-53	G4-1	G6-139	G5-67	G4-53	G3-73	G2-1	G2-53	G1-1	G1-64							
54	G7-30	G7-62	G6-54	G6-76	G5-30	G6-92	G5-54	G4-1	G6-140	G5-68	G4-54	G3-74	G2-1	G2-54	G1-1	G1-65							
55	G7-31	G7-63	G6-55	G6-77	G5-31	G6-93	G5-55	G4-1	G6-141	G5-69	G4-55	G3-75	G2-1	G2-55	G1-1	G1-66							
56	G7-32	G7-64	G6-56	G6-78	G5-32	G6-94	G5-56	G4-1	G6-142	G5-70	G4-56	G3-76	G2-1	G2-56	G1-1	G1-67							
57	G7-33	G7-65	G6-57	G6-79	G5-33	G6-95	G5-57	G4-1	G6-143	G5-71	G4-57	G3-77	G2-1	G2-57	G1-1	G1-68							
58	G7-34	G7-66	G6-58	G6-80	G5-34	G6-96	G5-58	G4-1	G6-144	G5-72	G4-58	G3-78	G2-1	G2-58	G1-1	G1-69							
59	G7-35	G7-67	G6-59	G6-81	G5-35	G6-97	G5-59	G4-1	G6-145	G5-73	G4-59	G3-79	G2-1	G2-59	G1-1	G1-70							
60	G7-36	G7-68	G6-60	G6-82	G5-36	G6-98	G5-60	G4-1	G6-146	G5-74	G4-60	G3-80	G2-1	G2-60	G1-1	G1-71							
61	G7-37	G7-69	G6-61	G6-83	G5-37	G6-99	G5-61	G4-1	G6-147	G5-75	G4-61	G3-81	G2-1	G2-61	G1-1	G1-72							
62	G7-38	G7-70	G6-62	G6-84	G5-38	G6-100	G5-62	G4-1	G6-148	G5-76	G4-62	G3-82	G2-1	G2-62	G1-1	G1-73							
63	G7-39	G7-71	G6-63	G6-85	G5-39	G6-101	G5-63	G4-1	G6-149	G5-77	G4-63	G3-83	G2-1	G2-63	G1-1	G1-74							
64	G7-40	G7-72	G6-64	G6-86	G5-40	G6-102	G5-64	G4-1	G6-150	G5-78	G4-64	G3-84	G2-1	G2-64	G1-1	G1							

附則別表第2

□ 新職員給与規程別表第2の適用を受ける職員の新等級号俵(附則第2条関係)								
能力等級	1 級		2 級		3 級		4 級	5 級
職務等級	技術初級	技術中級	技術上級	技術上級	MGRⅣ/ SPTⅡ	MGRⅢ	—	—
能力基準給の号俵								
1	M7-1	M6-1	M5-1	M5-7	M4-1	M3-1	—	—
2	M7-2	M6-2	M5-1	M5-9	M4-2	M3-1	—	—
3	M7-3	M6-3	M5-1	M5-10	M4-3	M3-1	—	—
4	M7-4	M6-4	M5-1	M5-11	M4-4	M3-1	—	—
5	M7-5	M6-5	M5-1	M5-12	M4-5	M3-1	—	—
6	M7-6	M6-6	M5-1	M5-13	M4-6	M3-1	—	—
7	M7-7	M6-7	M5-1	M5-14	M4-7	M3-1	—	—
8	M7-8	M6-8	M5-1	M5-16	M4-8	M3-1	—	—
9	M7-9	M6-9	M5-1	M5-17	M4-9	M3-1	—	—
10	M7-10	M6-10	M5-1	M5-18	M4-10	M3-1	—	—
11	M7-11	M6-11	M5-1	M5-20	M4-11	M3-1	—	—
12	M7-12	M6-12	M5-1	M5-21	M4-12	M3-1	—	—
13	M7-13	M6-13	M5-1	M5-22	M4-13	M3-1	—	—
14	M7-14	M6-14	M5-1	M5-23	M4-14	M3-1	—	—
15	M7-15	M6-15	M5-1	M5-25	M4-15	M3-1	—	—
16	M7-16	M6-16	M5-1	M5-26	M4-16	M3-1	—	—
17	M7-17	M6-17	M5-1	M5-27	M4-17	M3-1	—	—
18	M7-18	M6-18	M5-2	M5-29	M4-18	M3-1	—	—
19	M7-19	M6-19	M5-3	M5-30	M4-19	M3-1	—	—
20	M7-20	M6-20	M5-4	M5-31	M4-20	M3-1	—	—
21	M7-21	M6-21	M5-5	M5-32	M4-21	M3-1	—	—
22	M7-22	M6-22	M5-6	M5-33	M4-22	M3-1	—	—
23	M7-23	M6-23	M5-7	M5-35	M4-23	M3-1	—	—
24	M7-24	M6-24	M5-8	M5-36	M4-24	M3-1	—	—
25	M7-25	M6-25	M5-9	M5-37	M4-25	M3-1	—	—
26	M7-26	M6-26	M5-10	M5-39	M4-26	M3-1	—	—
27	M7-27	M6-27	M5-11	M5-41	M4-27	M3-1	—	—
28	M7-28	M6-28	M5-12	M5-43	M4-28	M3-1	—	—
29	M7-29	M6-29	M5-13	M5-45	M4-29	M3-1	—	—
30	M7-30	M6-30	M5-14	M5-48	M4-30	M3-1	—	—
31	M7-31	M6-31	M5-15	M5-51	M4-31	M3-1	—	—
32	M7-32	M6-32	M5-16	M5-55	M4-32	M3-2	—	—
33	M7-33	M6-33	M5-17	M5-59	M4-33	M3-3	—	—
34	M7-34	M6-34	M5-18	M5-62	M4-34	M3-4	—	—
35	M7-35	M6-35	M5-19	M5-66	M4-35	M3-5	—	—
36	M7-36	M6-36	M5-20	M5-70	M4-36	M3-6	—	—
37	M7-37	M6-37	M5-21	M5-74	M4-37	M3-7	—	—
38	M7-38	M6-38	M5-22	M5-78	M4-38	M3-7	—	—
39	M7-39	M6-39	M5-23	M5-81	M4-39	M3-8	—	—
40	M7-40	M6-40	M5-24	M5-81	M4-40	M3-9	—	—
41	M7-41	M6-41	M5-25	M5-81	M4-41	M3-10	—	—
42	M7-42	M6-42	M5-26	M5-81	M4-42	M3-11	—	—
43	M7-43	M6-43	M5-27	M5-81	M4-43	M3-12	—	—
44	M7-44	M6-44	M5-28	M5-81	M4-44	M3-12	—	—
45	M7-45	M6-45	M5-29	M5-81	M4-45	M3-13	—	—
46	M7-46	M6-46	M5-30	M5-81	M4-46	M3-14	—	—
47	M7-47	M6-47	M5-31	M5-81	M4-47	M3-15	—	—
48	M7-48	M6-48	M5-32	M5-81	M4-48	M3-16	—	—
49	M7-49	M6-49	M5-33	M5-81	M4-49	M3-16	—	—
50	M7-50	M6-50	M5-34	M5-81	M4-50	M3-17	—	—
51	M7-51	M6-51	M5-35	M5-81	M4-51	M3-18	—	—
52	M7-52	M6-52	M5-36	M5-81	M4-52	M3-18	—	—
53	M7-53	M6-53	M5-37	M5-81	M4-53	M3-19	—	—
54	M7-54	M6-54	M5-38	M5-81	M4-54	M3-20	—	—
55	M7-55	M6-55	M5-39	M5-81	M4-55	M3-20	—	—
56	M7-56	M6-56	M5-40	M5-81	M4-56	M3-21	—	—
57	M7-57	M6-57	M5-41	M5-81	M4-57	M3-21	—	—
58	M7-58	M6-58	M5-42	M5-81	M4-58	M3-22	—	—
59	M7-59	M6-59	M5-43	M5-81	M4-59	M3-22	—	—
60	M7-60	M6-60	M5-44	M5-81	M4-60	M3-23	—	—
61	M7-61	M6-61	M5-45	M5-81	M4-61	M3-23	—	—
62	M7-62	M6-62	M5-46	M5-81	M4-62	M3-24	—	—
63	M7-63	M6-63	M5-47	M5-81	M4-63	M3-24	—	—
64	M7-64	M6-64	M5-48	M5-81	M4-64	M3-25	—	—
65	M7-65	M6-65	M5-49	M5-81	M4-65	M3-25	—	—
66		M6-66	M5-50	M5-81	M4-66	M3-26		
67		M6-67	M5-51	M5-81	M4-67	M3-26		
68		M6-68	M5-52	M5-81	M4-68	M3-26		
69		M6-69	M5-53	M5-81	M4-69	M3-27		
70		M6-70	M5-54	M5-81	M4-70	M3-27		
71		M6-70	M5-55	M5-81	M4-71	M3-28		
72		M6-70	M5-56	M5-81	M4-72	M3-28		
73		M6-70	M5-57	M5-81	M4-73	M3-29		
74		M6-70	M5-58	M5-81	M4-74	M3-29		
75		M6-70	M5-59	M5-81	M4-75	M3-30		
76		M6-70	M5-60	M5-81	M4-76	M3-30		
77		M6-70	M5-61	M5-81	M4-77	M3-31		
78		M6-70	M5-62	M5-81	M4-78	M3-31		
79		M6-70	M5-63	M5-81	M4-79	M3-32		
80		M6-70	M5-64	M5-81	M4-80	M3-32		
81		M6-70	M5-65	M5-81	M4-81	M3-33		
82		M6-70	M5-66	M5-81	M4-82	M3-33		
83		M6-70	M5-67	M5-81	M4-83	M3-34		
84		M6-70	M5-68	M5-81	M4-84	M3-34		
85		M6-70	M5-69	M5-81	M4-85	M3-35		
86		M6-70	M5-70	M5-81	M4-86	M3-35		
87		M6-70	M5-71	M5-81	M4-87	M3-36		
88		M6-70	M5-72	M5-81	M4-88	M3-36		
89		M6-70	M5-73	M5-81	M4-89	M3-37		
90		M6-70	M5-74					
91		M6-70	M5-75					
92		M6-70	M5-76					
93		M6-70	M5-77					
94		M6-70	M5-78					
95		M6-70	M5-79					
96		M6-70	M5-80					
97		M6-70	M5-81					

別表第1 役割基本給表 I （第5条関係）

役割 等級	G7	G6	G5	G4・GS4	G3・GS3	G2	G1
号俵	役割基本給月額	役割基本給月額	役割基本給月額	役割基本給月額	役割基本給月額	役割基本給月額	役割基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	196,200	240,900	295,400	323,100	365,500	459,900	495,700
2	197,900	242,400	297,500	325,300	368,100	463,000	498,000
3	199,400	243,800	299,500	327,500	370,500	466,000	500,300
4	200,900	245,200	301,400	329,500	372,900	469,000	502,600
5	202,400	246,400	303,200	331,500	374,800	472,000	504,600
6	203,800	248,000	305,000	333,500	377,300	475,000	507,500
7	205,200	249,500	306,600	335,400	379,600	478,000	510,100
8	206,600	250,900	308,200	337,300	382,100	481,100	513,000
9	208,000	252,000	309,800	339,200	384,500	483,800	515,600
10	209,700	253,400	312,000	341,200	387,100	486,900	517,900
11	211,400	254,900	314,200	343,200	389,700	489,900	520,100
12	212,900	256,200	316,200	345,200	392,300	493,000	523,100
13	214,400	257,500	318,200	347,000	394,600	495,700	526,000
14	216,200	258,700	320,200	349,000	396,900	498,000	529,100
15	217,900	259,900	322,100	350,900	399,100	500,300	532,200
16	219,600	261,100	324,000	352,800	401,400	502,600	535,300
17	221,100	262,300	325,900	354,500	403,200	504,600	537,600
18	222,600	263,600	327,900	356,500	405,100	506,000	540,100
19	224,100	264,900	329,800	358,300	407,000	507,500	542,500
20	225,600	266,200	331,700	360,200	408,800	508,900	544,900
21	226,800	267,600	333,400	362,100	410,300	510,100	546,700
22	228,200	269,100	335,400	364,000	412,700	511,500	548,500
23	229,600	270,700	337,400	365,900	415,200	513,000	550,400
24	231,000	272,200	339,300	367,800	417,600	514,500	552,100
25	232,400	273,800	340,700	369,700	419,500	515,600	553,500
26	234,000	275,500	342,600	371,600	421,600	516,700	554,800
27	235,500	277,100	344,500	373,500	423,700	517,900	555,900
28	236,900	278,700	346,400	375,400	425,900	519,100	557,200
29	238,100	280,300	348,000	376,900	427,800	520,100	558,200
30	239,700	281,800	349,900	378,700	429,900	521,000	559,100
31	241,200	283,300	351,700	380,500	432,000	521,900	560,000
32	242,600	284,800	353,500	382,100	433,900	522,800	560,900
33	243,600	285,900	355,300	383,800	435,600	523,600	
34	245,100	287,500	357,100	385,200	437,400	524,500	
35	246,400	289,000	358,800	386,600	439,300	525,200	
36	247,600	290,500	360,500	388,000	441,200	525,700	
37	248,700	291,900	361,900	389,400	443,000	526,400	
38	249,700	293,500	363,200	390,600	444,800	527,000	
39	250,600	295,100	364,500	391,800	446,600	527,800	
40	251,500	296,700	365,900	392,800	448,300	528,400	
41	252,400	298,200	367,000	393,900	450,100	528,900	
42	253,300	299,800	367,900	395,100	451,600		
43	254,100	301,300	368,900	396,200	453,000		
44	254,900	302,800	370,000	397,300	454,500		
45	255,600	304,400	370,800	398,000	455,900		
46	256,700	306,000	371,700	398,700	457,200		
47	257,900	307,600	372,600	399,400	458,500		
48	259,000	309,100	373,400	400,100	459,700		
49	260,200	310,000	374,200	400,700	460,700		
50	261,400	311,500	375,000	401,300	461,400		
51	262,500	313,000	375,800	401,800	462,200		
52	263,600	314,600	376,500	402,200	462,900		
53	264,700	316,200	377,200	402,600	463,600		
54	265,800	317,800	377,900	402,900	464,400		
55	266,900	319,300	378,600	403,200	465,100		

号俸	役割基本給月額	役割基本給月額	役割基本給月額	役割基本給月額	役割基本給月額	役割基本給月額	役割基本給月額
56	267,900	320,800	379,300	403,500	465,700		
57	268,900	322,200	379,800	403,800	466,200		
58	269,900	323,400	380,400	404,100	466,800		
59	270,900	324,500	381,000	404,400	467,400		
60	271,800	325,600	381,700	404,700	468,000		
61	272,700	326,300	382,100	405,000	468,500		
62	273,600	327,200	382,800	405,300	469,000		
63	274,500	328,000	383,400	405,600	469,400		
64	275,400	328,800	384,000	405,900	469,700		
65	276,300	329,600	384,400	406,200	470,000		
66	277,200	330,000	385,000	406,500			
67	278,100	330,600	385,600	406,800			
68	279,000	331,300	386,200	407,100			
69	280,000	332,100	386,600	407,300			
70		332,800	387,100	407,600			
71		333,500	387,600	407,900			
72		334,100	388,200	408,100			
73		334,600	388,500	408,300			
74		335,200	388,900	408,600			
75		335,700	389,300	408,900			
76		336,300	389,700	409,100			
77		336,600	390,000	409,300			
78		337,100	390,300	409,600			
79		337,500	390,600	409,900			
80		337,900	390,800	410,100			
81		338,300	391,000	410,300			
82		338,800	391,300	410,600			
83		339,300	391,600	410,900			
84		339,800	391,800	411,100			
85		340,100	392,000	411,300			
86		340,500	392,300				
87		341,000	392,600				
88		341,400	392,800				
89		341,700	393,000				
90		342,100	393,300				
91		342,600	393,600				
92		343,000	393,800				
93		343,200	394,000				
94		343,600					
95		344,100					
96		344,500					
97		344,700					
98		345,100					
99		345,500					
100		345,800					
101		346,100					
102		346,500					
103		346,900					
104		347,300					
105		347,800					
106		348,200					
107		348,600					
108		349,000					
109		349,500					
110		349,900					
111		350,200					
112		350,500					
113		351,000					

別表第2 役割基本給表Ⅱ（第5条関係）

役割 等級	M7	M6	M5	M4・MS4	M3・MS3	M2	M1
号俵	役割基本給月額	役割基本給月額	役割基本給月額	役割基本給月額	役割基本給月額	役割基本給月額	役割基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	264,700	346,600	391,800	406,900	474,700	545,300	568,100
2	267,200	349,600	394,400	409,600	477,000	548,300	571,200
3	269,600	352,400	396,800	412,100	479,200	551,200	574,300
4	272,000	355,300	399,300	414,700	481,500	553,900	577,400
5	274,100	357,800	401,900	417,100	483,700	557,100	580,300
6	277,600	360,800	403,900	419,100	485,800	560,000	582,700
7	281,100	363,800	405,500	420,900	488,000	562,600	585,100
8	284,500	366,600	407,100	422,800	490,000	565,300	587,500
9	288,100	368,700	408,800	424,600	491,900	568,100	589,700
10	291,600	371,200	411,000	427,300	494,000	571,200	591,200
11	295,200	373,900	413,100	429,800	496,100	574,300	592,700
12	298,700	376,400	415,100	432,200	498,200	577,400	594,200
13	302,200	379,100	417,200	434,400	500,300	580,300	595,700
14	306,100	382,500	419,300	436,900	502,200	582,700	596,800
15	310,000	385,500	420,900	438,900	504,300	585,100	597,900
16	313,600	388,800	422,600	441,000	506,400	587,500	598,800
17	317,200	391,800	424,500	443,000	508,300	589,700	600,000
18	320,700	394,400	426,000	445,200	510,300	591,200	601,000
19	324,200	396,800	427,800	447,400	512,300		602,000
20	327,700	399,300	429,600	449,500	514,100		603,000
21	331,300	401,900	431,500	450,900	515,900		604,000
22	335,000	403,900	433,500	453,300	517,700		
23	338,400	405,500	435,300	455,600	519,500		
24	341,700	407,100	437,200	457,800	521,300		
25	345,000	408,800	439,000	459,800	522,900		
26	347,500	411,000	440,700	462,100	524,700		
27	350,000	413,100	442,400	464,300	526,500		
28	352,300	415,100	444,200	466,600	528,300		
29	354,400	417,200	446,000	468,700	529,900		
30	356,100	419,300	447,800	470,900	531,700		
31	357,800	420,900	449,500	473,200	533,500		
32	359,600	422,600	451,200	475,300	535,300		
33	361,500	424,500	452,800	477,100	536,900		
34	363,700	426,000	454,500	479,200	538,700		
35	365,800	427,800	456,200	481,300	540,400		
36	367,800	429,600	457,900	483,300	542,100		
37	369,700	431,500	459,800	485,400	543,700		
38	371,900	433,500	461,000	487,100	545,300		
39	374,000	435,300	462,200	488,900	546,700		
40	376,000	437,200	463,400	490,700	548,300		
41	378,000	439,000	464,400	492,300	549,800		
42	378,700	440,700	465,400	494,100	551,200		
43	379,300	442,400	466,300	495,900	552,600		
44	380,000	444,200	467,100	497,500	553,900		
45	380,900	446,000	467,900	498,900	555,100		
46	382,200	447,800	468,600	500,600	556,100		
47	383,500	449,500	469,300	502,400	557,100		
48	384,800	451,200	469,900	504,100	558,100		
49	385,600	452,800	470,600	505,600	559,100		
50	386,400	454,500	471,300	506,900	560,000		
51	387,200	456,200	471,900	508,200	560,900		
52	387,700	457,900	472,500	509,500	561,800		
53	388,500	459,800	472,800	510,500	562,600		

号俸	役割基本給月額	役割基本給月額	役割基本給月額	役割基本給月額	役割基本給月額	役割基本給月額	役割基本給月額
54	389,300	461,000	473,400	511,800	563,500		
55	390,000	462,200	474,100	513,100	564,400		
56	390,700	463,400	474,800	514,400	565,300		
57	391,400	464,400	475,200	515,400	566,200		
58	392,300	465,400	475,800	516,200	567,100		
59	393,000	466,300	476,500	517,000	568,000		
60	393,600	467,100	477,200	517,800	568,700		
61	394,100	467,900	477,600	518,700	569,600		
62	394,600	468,600	478,200	519,500	570,500		
63	395,000	469,300	478,800	520,400	571,400		
64	395,400	469,900	479,300	521,200	572,300		
65	395,700	470,600	479,900	522,100	573,200		
66		471,300	480,400	523,000			
67		471,900	480,900	523,700			
68		472,500	481,400	524,600			
69		472,800	481,800	525,500			
70		473,400	482,400	526,300			
71			482,800	527,200			
72			483,300	528,100			
73			483,800	528,900			
74			484,400	529,800			
75			485,000	530,700			
76			485,400	531,400			
77			485,900	532,200			
78			486,500	533,100			
79			487,100	534,000			
80			487,600	534,900			
81			488,100	535,700			
82				536,600			
83				537,500			
84				538,400			
85				539,200			
86				540,100			
87				541,000			
88				541,900			
89				542,700			

別表第3 役割基本給表Ⅲ（第5条関係）

役割 等級	GR7	GR6	GR5	GR4・GRS4	GR3・GRS3	GR2	GR1
号俵	役割基本給月額	役割基本給月額	役割基本給月額	役割基本給月額	役割基本給月額	役割基本給月額	役割基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	196,200	240,900	295,400	323,100	365,500	459,900	495,700
2	197,900	242,400	297,500	325,300	368,100	463,000	498,000
3	199,400	243,800	299,500	327,500	370,500	466,000	500,300
4	200,900	245,200	301,400	329,500	372,900	469,000	502,600
5	202,400	246,400	303,200	331,500	374,800	472,000	504,600
6	203,800	248,000	305,000	333,500	377,300	475,000	507,500
7	205,200	249,500	306,600	335,400	379,600	478,000	510,100
8	206,600	250,900	308,200	337,300	382,100	481,100	513,000
9	208,000	252,000	309,800	339,200	384,500	483,800	515,600
10	209,700	253,400	312,000	341,200	387,100	486,900	517,900
11	211,400	254,900	314,200	343,200	389,700	489,900	520,100
12	212,900	256,200	316,200	345,200	392,300	493,000	523,100
13	214,400	257,500	318,200	347,000	394,600	495,700	526,000
14	216,200	258,700	320,200	349,000	396,900	498,000	529,100
15	217,900	259,900	322,100	350,900	399,100	500,300	532,200
16	219,600	261,100	324,000	352,800	401,400	502,600	535,300
17	221,100	262,300	325,900	354,500	403,200	504,600	537,600
18	222,600	263,600	327,900	356,500	405,100	506,000	540,100
19	224,100	264,900	329,800	358,300	407,000	507,500	542,500
20	225,600	266,200	331,700	360,200	408,800	508,900	544,900
21	226,800	267,600	333,400	362,100	410,300	510,100	546,700
22	228,200	269,100	335,400	364,000	412,700	511,500	548,500
23	229,600	270,700	337,400	365,900	415,200	513,000	550,400
24	231,000	272,200	339,300	367,800	417,600	514,500	552,100
25	232,400	273,800	340,700	369,700	419,500	515,600	553,500
26	234,000	275,500	342,600	371,600	421,600	516,700	554,800
27	235,500	277,100	344,500	373,500	423,700	517,900	555,900
28	236,900	278,700	346,400	375,400	425,900	519,100	557,200
29	238,100	280,300	348,000	376,900	427,800	520,100	558,200
30	239,700	281,800	349,900	378,700	429,900	521,000	559,100
31	241,200	283,300	351,700	380,500	432,000	521,900	560,000
32	242,600	284,800	353,500	382,100	433,900	522,800	560,900
33	243,600	285,900	355,300	383,800	435,600	523,600	
34	245,100	287,500	357,100	385,200	437,400	524,500	
35	246,400	289,000	358,800	386,600	439,300	525,200	
36	247,600	290,500	360,500	388,000	441,200	525,700	
37	248,700	291,900	361,900	389,400	443,000	526,400	
38	249,700	293,500	363,200	390,600	444,800	527,000	
39	250,600	295,100	364,500	391,800	446,600	527,800	
40	251,500	296,700	365,900	392,800	448,300	528,400	
41	252,400	298,200	367,000	393,900	450,100	528,900	
42	253,300	299,800	367,900	395,100	451,600		
43	254,100	301,300	368,900	396,200	453,000		
44	254,900	302,800	370,000	397,300	454,500		
45	255,600	304,400	370,800	398,000	455,900		
46	256,700	306,000	371,700	398,700	457,200		
47	257,900	307,600	372,600	399,400	458,500		
48	259,000	309,100	373,400	400,100	459,700		
49	260,200	310,000	374,200	400,700	460,700		
50	261,400	311,500	375,000	401,300	461,400		
51	262,500	313,000	375,800	401,800	462,200		
52	263,600	314,600	376,500	402,200	462,900		
53	264,700	316,200	377,200	402,600	463,600		
54	265,800	317,800	377,900	402,900	464,400		
55	266,900	319,300	378,600	403,200	465,100		

号俵	役割基本給月額	役割基本給月額	役割基本給月額	役割基本給月額	役割基本給月額	役割基本給月額	役割基本給月額
56	267,900	320,800	379,300	403,500	465,700		
57	268,900	322,200	379,800	403,800	466,200		
58	269,900	323,400	380,400	404,100	466,800		
59	270,900	324,500	381,000	404,400	467,400		
60	271,800	325,600	381,700	404,700	468,000		
61	272,700	326,300	382,100	405,000	468,500		
62	273,600	327,200	382,800	405,300	469,000		
63	274,500	328,000	383,400	405,600	469,400		
64	275,400	328,800	384,000	405,900	469,700		
65	276,300	329,600	384,400	406,200	470,000		
66	277,200	330,000	385,000	406,500			
67	278,100	330,600	385,600	406,800			
68	279,000	331,300	386,200	407,100			
69	280,000	332,100	386,600	407,300			
70		332,800	387,100	407,600			
71		333,500	387,600	407,900			
72		334,100	388,200	408,100			
73		334,600	388,500	408,300			
74		335,200	388,900	408,600			
75		335,700	389,300	408,900			
76		336,300	389,700	409,100			
77		336,600	390,000	409,300			
78		337,100	390,300	409,600			
79		337,500	390,600	409,900			
80		337,900	390,800	410,100			
81		338,300	391,000	410,300			
82		338,800	391,300	410,600			
83		339,300	391,600	410,900			
84		339,800	391,800	411,100			
85		340,100	392,000	411,300			
86		340,500	392,300				
87		341,000	392,600				
88		341,400	392,800				
89		341,700	393,000				
90		342,100	393,300				
91		342,600	393,600				
92		343,000	393,800				
93		343,200	394,000				
94		343,600					
95		344,100					
96		344,500					
97		344,700					
98		345,100					
99		345,500					
100		345,800					
101		346,100					
102		346,500					
103		346,900					
104		347,300					
105		347,800					
106		348,200					
107		348,600					
108		349,000					
109		349,500					
110		349,900					
111		350,200					
112		350,500					
113		351,000					

別表第4 役割基本給表Ⅳ（第5条関係）

役割 等級	MR7	MR6	MR5	MR4・MRS4	MR3・MRS4	MR2	MR1
号俵	役割基本給月額	役割基本給月額	役割基本給月額	役割基本給月額	役割基本給月額	役割基本給月額	役割基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	264,700	346,600	391,800	406,900	474,700	545,300	568,100
2	267,200	349,600	394,400	409,600	477,000	548,300	571,200
3	269,600	352,400	396,800	412,100	479,200	551,200	574,300
4	272,000	355,300	399,300	414,700	481,500	553,900	577,400
5	274,100	357,800	401,900	417,100	483,700	557,100	580,300
6	277,600	360,800	403,900	419,100	485,800	560,000	582,700
7	281,100	363,800	405,500	420,900	488,000	562,600	585,100
8	284,500	366,600	407,100	422,800	490,000	565,300	587,500
9	288,100	368,700	408,800	424,600	491,900	568,100	589,700
10	291,600	371,200	411,000	427,300	494,000	571,200	591,200
11	295,200	373,900	413,100	429,800	496,100	574,300	592,700
12	298,700	376,400	415,100	432,200	498,200	577,400	594,200
13	302,200	379,100	417,200	434,400	500,300	580,300	595,700
14	306,100	382,500	419,300	436,900	502,200	582,700	596,800
15	310,000	385,500	420,900	438,900	504,300	585,100	597,900
16	313,600	388,800	422,600	441,000	506,400	587,500	598,800
17	317,200	391,800	424,500	443,000	508,300	589,700	600,000
18	320,700	394,400	426,000	445,200	510,300	591,200	601,000
19	324,200	396,800	427,800	447,400	512,300		602,000
20	327,700	399,300	429,600	449,500	514,100		603,000
21	331,300	401,900	431,500	450,900	515,900		604,000
22	335,000	403,900	433,500	453,300	517,700		
23	338,400	405,500	435,300	455,600	519,500		
24	341,700	407,100	437,200	457,800	521,300		
25	345,000	408,800	439,000	459,800	522,900		
26	347,500	411,000	440,700	462,100	524,700		
27	350,000	413,100	442,400	464,300	526,500		
28	352,300	415,100	444,200	466,600	528,300		
29	354,400	417,200	446,000	468,700	529,900		
30	356,100	419,300	447,800	470,900	531,700		
31	357,800	420,900	449,500	473,200	533,500		
32	359,600	422,600	451,200	475,300	535,300		
33	361,500	424,500	452,800	477,100	536,900		
34	363,700	426,000	454,500	479,200	538,700		
35	365,800	427,800	456,200	481,300	540,400		
36	367,800	429,600	457,900	483,300	542,100		
37	369,700	431,500	459,800	485,400	543,700		
38	371,900	433,500	461,000	487,100	545,300		
39	374,000	435,300	462,200	488,900	546,700		
40	376,000	437,200	463,400	490,700	548,300		
41	378,000	439,000	464,400	492,300	549,800		
42	378,700	440,700	465,400	494,100	551,200		
43	379,300	442,400	466,300	495,900	552,600		
44	380,000	444,200	467,100	497,500	553,900		
45	380,900	446,000	467,900	498,900	555,100		
46	382,200	447,800	468,600	500,600	556,100		
47	383,500	449,500	469,300	502,400	557,100		
48	384,800	451,200	469,900	504,100	558,100		
49	385,600	452,800	470,600	505,600	559,100		
50	386,400	454,500	471,300	506,900	560,000		
51	387,200	456,200	471,900	508,200	560,900		
52	387,700	457,900	472,500	509,500	561,800		
53	388,500	459,800	472,800	510,500	562,600		

号俸	役割基本給月額	役割基本給月額	役割基本給月額	役割基本給月額	役割基本給月額	役割基本給月額	役割基本給月額
54	389,300	461,000	473,400	511,800	563,500		
55	390,000	462,200	474,100	513,100	564,400		
56	390,700	463,400	474,800	514,400	565,300		
57	391,400	464,400	475,200	515,400	566,200		
58	392,300	465,400	475,800	516,200	567,100		
59	393,000	466,300	476,500	517,000	568,000		
60	393,600	467,100	477,200	517,800	568,700		
61	394,100	467,900	477,600	518,700	569,600		
62	394,600	468,600	478,200	519,500	570,500		
63	395,000	469,300	478,800	520,400	571,400		
64	395,400	469,900	479,300	521,200	572,300		
65	395,700	470,600	479,900	522,100	573,200		
66		471,300	480,400	523,000			
67		471,900	480,900	523,700			
68		472,500	481,400	524,600			
69		472,800	481,800	525,500			
70		473,400	482,400	526,300			
71			482,800	527,200			
72			483,300	528,100			
73			483,800	528,900			
74			484,400	529,800			
75			485,000	530,700			
76			485,400	531,400			
77			485,900	532,200			
78			486,500	533,100			
79			487,100	534,000			
80			487,600	534,900			
81			488,100	535,700			
82				536,600			
83				537,500			
84				538,400			
85				539,200			
86				540,100			
87				541,000			
88				541,900			
89				542,700			